

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について
(中間報告)

男女共同参画会議基本問題専門調査会

目 次

I	地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起	1
II	地域における現状と課題	
1	男女共同参画に関する意識の状況 ―未だ根強い固定的な役割分担意識―	1
2	地域における課題やそこに住む人々が抱える課題の状況	2
	（1）地域や地域に住む人々が抱える様々な課題	
	（2）希薄な男女共同参画の視点	
3	地域に住む人々の活動の状況	2
	（1）性別・世代に偏りのある参加	
	（2）女性の活躍の場が乏しい現状	
4	推進体制の現状と課題	3
	（1）様々な課題を抱える推進体制	
	（2）不十分な連携・協働体制	
III	今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性	
1	基本的な考え方	3
2	課題解決型の実践的活動の意義	4
	（1）多様な主体の参加による課題の解決	
	（2）女性のエンパワーメント	
	（3）意識の改革	
3	課題解決型の実践的活動を進めるに当たって重視すべき点	5
	（1）多様な主体の参画の確保	
	（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への配慮	
	（3）地域の実情の考慮	
	（4）国際的な活動との連携	
4	男女共同参画の視点を取り入れていくべき具体的な課題	6
	（1）地域における課題	
	（2）地域に住む人々が抱える課題の例	
	ア）就業・再就業	
	イ）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	
	ウ）子育て	
	エ）配偶者等からの暴力	
	オ）高齢者の社会参画・自立支援	
	カ）地域の外国人との共生	

IV 地域における男女共同参画の推進主体

- 1 地方公共団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (1) 地方公共団体内の連携・協働
 - (2) 市区町村の役割
 - (3) 都道府県の役割
 - (4) 効率的な事業運営
- 2 男女共同参画センター等の役割・・・・・・・・ 1 3
 - (1) 課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発
 - ア) 課題解決型への展開
 - イ) より多くの多様な人々への働きかけ
 - (2) 地域や地域に住む人々の課題の的確な把握及び情報提供
 - (3) 実践的な活動のための関係団体等との協働、ネットワークのコーディネート
 - (4) 実践的な活動を通じた人材の発掘・確保・育成
- 3 男女共同参画センター等の機能分担とネットワークの構築・強化・・・・ 1 7
 - (1) 男女共同参画センター等の多様なあり方
 - (2) 男女共同参画センター等の間の連携・ネットワーク
 - (3) 男女共同参画センター等の国際的な役割
- 4 指定管理者制度の導入・運営に当たっての留意点・・・・・・・・ 2 0

V 地域における男女共同参画の推進に関わる多様な主体

- 1 NPO、地域団体、企業、大学等の地域における組織・団体・・・・ 2 1
- 2 国等・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
 - (1) 地域における男女共同参画を推進するための支援
 - (2) 地方公共団体との連携強化
 - (3) 国立女性教育会館の役割

VI 人材の発掘・確保・育成

- 1 男女共同参画センター等の人材に求められる能力とその育成・・・・ 2 3
- 2 地域において男女共同参画推進の取組の核となる人材の発掘・確保・育成・ 2 4

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

I 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起

「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の取組は、男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵となる。

男女共同参画社会基本法の制定から 9 年が経ち、様々な領域で女性が活躍する場面が増えるなど、男女共同参画社会の実現のための取組は着実に進められつつある。他方、地域においては、人口の減少、少子高齢化、社会的・経済的活力についての格差の広がり等の変化が急速に生じている。また、そこに住む人々も、経済的自立、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子育て、配偶者等からの暴力等の多くの課題を抱えている。

男女共同参画の推進は、政府の最重要課題であるだけでなく、地域にとっても重要な課題である。様々な分野に男女共同参画の視点を取り入れていくことは、新たな視点や多様な発想を生み、また、より多くの人材の活用につながり、上記のような地域及び地域に住む人々の課題の解決に資する。しかし、男女共同参画の視点を様々な分野に取り入れ、課題を解決していくためには、これまでのように講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心に男女共同参画を推進する取組だけでは十分ではなくなっている。むしろ、現実には生じている様々な課題に対し、地域の実情に応じた実践的な活動を行っていくことが必要となってきた。そうした課題解決型の実践的活動を中心とする男女共同参画の推進への移行、いわば第二ステージへの移行が求められている。

「地域」において、一人ひとりが男女共同参画の取組を推進し、課題を解決する、そのような主体的な取組を多様な主体と連携・協働しながら積み重ねていくことにより、地域が活性化され、ひいては、性別や世代を超えて、全ての人々が喜びや責任を分かちつつ、個人が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することが可能となる。

なお、ここでいう地域とは、基本的には身近な生活圏であるが、課題に応じて学区、市区町村、都道府県など様々な範囲を想定している。

II 地域における現状と課題

1 男女共同参画に関する意識の状況 ―未だ根強い固定的な役割分担意識―

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画の実現の大きな障害の一つである。こうした固定的な役割分担意識は、人々が地域における課題に対応し活動を行うに当たって、活動の選択や実現を妨げる要因となりかねず、活力ある社会の構築を阻害するおそれがある。

これまで、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する広報・啓発活動等の取組を推進してきた結果、人々の意識は少しずつ変化しつつあるが、諸外国に比べても、固定的な役割分担意識はまだ根強いのが実態である。

例えば、世論調査の結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的な性別役割分担意識に反対する者の割合は増加傾向にあり、全国的には過半数を超えたが、依然として男性の過半数は賛成するなど、未だ根強い（図 1）。

また、固定的な性別役割分担意識に対する人々の考えを属性別に見た場合、世代別、

性別、地域別に意識の差がみられる点に留意する必要がある。（表１）

2 地域における課題やそこに住む人々が抱える課題の状況

（１） 地域や地域に住む人々が抱える様々な課題

地域によって実情が異なるように、地域が抱える課題もまた様々である。人口減少や少子高齢化、社会的・経済的な活力の低下といった問題を抱える地域が増加し、また、都市と地方の地域間格差が拡大し、地方が疲弊するという問題が生じている。

地域活力の低下や地域内のつながりの希薄化（図２）は、豊かで持続的に発展する社会の実現のために克服すべき課題であり、この観点から、地域において新たな視点に立った地域おこし、まちづくり等を進めることが重要な課題となっている。

また、地域の人々は、就業・再就業、ニート、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子育て、介護・医療、配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、高齢者の社会参画・自立支援、多文化共生、地域内の人々の収入格差の広がり等に関する様々な課題を抱えている。（図３～１１）

（２） 希薄な男女共同参画の視点

地方公共団体においては、このような身近な課題に対応するため、福祉、教育、環境、防災・防犯、産業振興等の様々な施策が展開されており、また、NPOや地域団体等も各種の活動を展開している。これらの施策や活動に、男女共同参画の意識を持って多様な人材の力を活かし、多様な視点を導入することによって、地域や地域に住む人々の課題がよりよい形で解決し、地域の活性化が進展する。しかし、現在は、そうした施策や活動の中で男女共同参画の重要性が十分意識されているとはいえない。

3 地域に住む人々の活動の状況

（１） 性別・世代に偏りのある参加

すべての個人が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するに当たっては、男女共同参画の意義について、性別・世代にかかわらずあらゆる人々の理解を深めていく必要がある。しかしながら、地域において、地方公共団体の男女共同参画担当部局が実施する事業等に、男性の参加者が少ないという状況がある。加えて、若年層の参加も少ない現状にあり、参加者総数も伸び悩んでいる。（表２）

（２） 女性の活躍の場が乏しい現状

地域においては、意欲と能力のある女性が十分には活躍ができていない状況がある。特に、政府においては、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標の下、地域を含めあらゆる分野における女性の参画を推進しているが、地域における政策方針決定過程における女性の比率も未だ低いという現状がある。この背景には、地域において女性が身につけた能力を実践的に活用し、さらに伸ばすような活躍の場が乏しく、活躍の場があっても女性にとって

は事実上閉ざされている場合があることが考えられる。（表3～5、図12～16）さらに、地域においても、例えば、自治会、商工会、PTA等の組織で指摘されることがあるように、女性が実質的に活動を担っていてもトップは男性であるという性別役割分担が完全に払拭できていないなど、地域における活動の核となるような女性リーダーの育成が困難な状況がある。

一方で、男女ともに地域活動への参画意欲が高いにもかかわらず、長時間労働等が原因となって、その希望が十分に実現していない場合が多い。（図17～21）

4 推進体制の現状と課題

（1）様々な課題を抱える推進体制

地域における男女共同参画社会の形成に当たっては、地域における充実した推進体制のもとに、地方公共団体や国民各層の取組が進められる必要がある。

しかしながら、現在、地方公共団体においては、地方経済の低迷や厳しい財政事情等を背景に、行財政改革が進められており、これに伴い、男女共同参画に関する予算や人員が削減される地方公共団体も増えてきている。（図22, 23）

また、平成15年の地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入等を背景として、民間の経営能力の活用による住民サービスの向上と効率的な運営が図られる一方、その運用の仕方によっては、男女共同参画センター等において専門的な人材の確保や長期的な観点からの事業の実施が困難となるおそれもある。さらに、男女共同参画センター等が、効率性や経費削減の追求のもとに短期的で見栄えのよい成果を求められる場合もあり、厳しい財政事情も相まって、事業や組織、施設の存続自体が危ぶまれる事例も見受けられる。

他方、男女共同参画に関する課題が多岐にわたり、また、複雑化する中で、地域において男女共同参画を推進するに当たり、より高度な専門性と幅広い能力が一層求められるようになってきている。

（2）不十分な連携・協働体制

地域においては、地方公共団体・男女共同参画センター等が、男女共同参画社会を実現するために重要な役割を担っている。また、住民のニーズを踏まえながら、NPO等の地域における組織・団体と連携・協働し、取組を進めていく必要がある。

しかし、地方公共団体の男女共同参画担当部局や男女共同参画センター等と、幅広い分野の関係機関やNPO等との連携・協働が必ずしも十分とれているとはいえず、効果的・効率的な取組が行われているとはいえない状況もある。

Ⅲ 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性

1 基本的な考え方

Ⅱで述べた、地域における現状と課題を踏まえると、今後は、地域における男女共同参画の推進に当たっては、地域における課題やそこに住む人々が抱えている課題を

解決するための実践的活動に重点を置く必要がある。即ち、地域における男女共同参画の推進は、これまで行われてきた講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心とするものから、それぞれの地域における課題やそこに住む人々が抱えている課題を解決するため、多様な主体が実践的な活動を主体的に展開し、それによって、男女共同参画を実現していくという課題解決型の実践的活動を中心とするものへと移行することが求められる。言うまでもなく、これまで行われてきた講習、研修等による知識の習得や意識啓発の重要性は変わらないが、そうしたものを含めて、地域における活動が課題解決型の実践的なものになっていくことが求められる。これは、地域における男女共同参画の第二ステージへの移行と位置付けられる。

2 課題解決型の実践的活動の意義

1で述べた課題解決型の実践的な活動を展開することの意義として、主に次の3点を挙げることができる。

(1) 多様な主体の参加による課題の解決

地域の課題の解決のために、課題の内容に応じて、NPO、NGO、自治会等の地域団体、企業、経営者団体、労働団体、大学等の教育・研究機関、医療機関、報道機関等、地域に存在する様々な団体・機関・グループ等の多様な主体と連携・協働する必要がある。

このような多様な主体が連携・協働し、実践的な活動を展開することで、それぞれの主体の持つ独自の発想と得意分野における能力を活かすことができる。また、連携・協働しながら活動を展開する中で、相互に学び合い、新たな視点を獲得することによって、地域における課題や地域に住む人々が抱える課題の解決が可能になり、さらに、これまでは気づかなかった新たな課題の発見も可能となる。

(2) 女性のエンパワーメント¹

このような課題解決型の実践的な活動に関わることにより、女性が身につけた能力を実践的に活用し、伸ばすことができる。すなわち、多様な主体とともに、実践的な活動を展開すること自体が女性のエンパワーメントとなる。

(3) 意識の改革

第二ステージにおいては、身近な課題解決のための実践的な活動に実際に携わり、課題解決やエンパワーメント等のメリットを人々が実感することにより、男女共同参画についての人々の意識を変えていくことができる。

3 課題解決型の実践的活動を進めるに当たって重視すべき点

¹ エンパワーメント：個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

課題解決型の実践的な活動を展開するに当たって重視すべき点として、次の４点を挙げることができる。

（１）多様な主体の参画の確保

課題解決のための実践的な活動を推進するに当たっては、男女共同参画センター等が中心となって、それぞれの課題に応じ、関連する活動を展開するＮＰＯ、地域団体、大学、企業等の地域の身近な団体や組織、関係行政機関、地域に住む個人の間をコーディネートし、多様な主体の間の連携・協働が可能となるようにする必要がある。

多様な主体間の連携・協働を確保する前提として、行政機関の間、行政と民間の間、個人間において、対等な主体性を保持しつつ、きめ細かなコミュニケーションを促進していくことにより、信頼関係を築いていくことが必要とされる。特に、個人レベルにおいては、性別や世代別といった壁を取り払い、多様な立場の個人が互いを理解し、尊重するためには、相手の立場を尊重したきめ細かなコミュニケーションが求められる。

（２）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への配慮

多様な立場の個人が、それぞれの希望に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく両立させるためには、地域社会で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境が整っていることが前提となる。仕事と生活の調和の推進は、多様な主体の参画の確保にも資する。地域全体で仕事と生活の調和に配慮した取組を進めるためには、企業等に働き方の見直しなど仕事と生活の調和の推進について働きかけを行うほか、例えば、地域活動等の場に託児所を設けたり、活動時間を工夫したりするなど、地域活動に参加したい人々が参加しやすい環境を整えるといった配慮も必要である。

（３）地域の実情の考慮

地域によって実情は様々である。例えば、立地条件、人口密度、住民構成、産業構造、大学、企業、ＮＰＯ等の有無、地域内の人々のつながりの強さ、伝統的価値観の強さ等によって地域の実情は異なる。地域における男女共同参画を推進するに当たっては、こうした地域の実情に応じて創意工夫した取組を粘り強く進めていく必要がある。

地域に存在する様々な団体・組織、人材等を最大限活用することも重要である。地域における様々な課題やニーズを的確・迅速に把握し、その実情に合致した効果的・効率的な対策を講じていくためには、地域ごとにＮＰＯ、自治会、婦人会、老人会等の地域団体、企業、大学等の地域における組織・団体、民生委員等の地域の役員等との関係を密にし、日常的に情報を得られる体制を構築するとともに、現地・現場に赴いて地域の状況を直接把握することも重要である。

また、ＮＰＯ、地域団体、企業、大学等の組織・団体やそうした実践的活動を率先していく知識や経験を持つ人材に十分恵まれていない地域においては、地域外の組織・団体や人材の活用や地域の枠にとらわれない広域的な連携により補うとともに、当

該地域における重点的な分野については組織的・人的な資源を地域において育成していくことが求められる。

（４）国際的な活動との連携

地域における男女共同参画を推進するためには、グローバルな視点を持つことも重要である。国境を越えて、人々が互いの現状について情報交換し、相互理解を深め、連帯感を共有することは、視野を広げ、刺激を与え合い、互いの行動を促すことにつながる。

男女共同参画の推進に関わる国際的な課題として、国際人身取引の撲滅等女性の人権に関わる問題、女性の貧困の問題、母子保健等女性の健康に関わる問題等がある。また、国内に住む外国人との共生や外国人女性が直面する諸問題の解決も重要課題である。

4 男女共同参画の視点を取り入れていくべき具体的な課題

ここでは、地域における課題や地域に住む人々が抱える課題のいくつかを挙げ、その課題解決型の実践的活動を中心とする取組の効果等について検討する。

（１）地域における課題

人口減少、少子高齢化、社会的・経済的な活力の低下等の問題を抱える地域が増加し、都市と地方の地域間格差の問題も生じている。そのような中、地域おこし、産業振興、新たな観光資源の開発等を喫緊の課題として抱える地域も増えている。加えて、生命や安全に関わる問題として、防災、子ども等の安全を守るための防犯活動、緊急時の医療機関へのアクセス手段の整備等といった課題を抱えている。また、快適で持続可能な生活環境といった観点からリサイクル等の環境に関わる活動も大きな課題である。

＜事例＞ 女性団体連絡協議会が核となったまちづくり（福島県桑折町女性団体連絡協議会）

伝統的な性別意識・習慣が残る地域において、地域女性団体が連携して寸劇、カルタ作成とカルタ大会等の「つどい」イベント等を通じて、わかりやすい方法での意識改革と男女共同参画の推進を図る。特に、子どもが中心となったカルタの作成を通じ、遊びながら分かりやすく学べるよう工夫するとともに、子どもだけでなく家庭や地域の意識の醸成にも効果が広がっている。また、商工会等と連携して、街道を活用したイベント、観光やまちづくりのための情報発信施設の運営をし、地域の活性化にも寄与している。町の行政にも提言を行うとともに、女性模擬議会の開催などの活動を経て、女性町議会議員も輩出している。

＜事例＞ 地域防災と災害時のＬＰガスの供給を考える活動（全国地域婦人団体連絡協議会）

ＬＰガスに関する適正取引や環境問題、災害時における避難所への供給体制の整備等につ

いて学習を進めるとともに、行政や事業者、地域コミュニティの有機的な連携強化をめざす。また、日頃から地域活動を行っている女性が持つ情報や人的ネットワークを地域の防災対策に活かす取組を推進する。これらの取組によって、男女共同参画の視点を活かし、地域に密着した防災対策が進められる。

〈事例〉 高齢女性による小学校と連携した環境保全活動（愛媛県西予市 多田エコグループ女性の会生活学校）

町のゴミ焼却場周辺でダイオキシンの検出が問題となったのを機に高齢者の女性グループが発足し、生ゴミのリサイクルなどの身近な環境保全活動を継続している。小学校と連携しての川の水質調査や自然観察会、月2回の有機肥料づくり等の活動などを実施している。地域住民への波及効果は大きく、特に環境の大切さが実感されてきている。

多様な主体が地域の課題に取り組み、実践的な活動を展開することで、多様な主体の強みを活かし、新たな視点を導入することができる。例えば、地域の外にいる人と連携・協働することによって、外からみた、新たな視点で地域を見直し、地域おこしの新たな糸口をつかむことができる。

地域の課題に取り組み、実践的な活動を展開することは、地域にとっては女性の能力を地域の課題解決に活かすことになる。また、女性個人にとっては、地域に対して貢献することで、自己実現にもなり、さらに、自らの能力の活用・伸長、そして、新たな活動に取り組むステップとなり得る。

加えて、このような課題解決のための実践的な活動を多様な主体が連携・協働しながら進めることで、互いに信頼関係を築き、女性自身を含めた、地域住民の伝統的な性別役割分担意識を変え、男女共同参画の推進についての理解を徐々に深めていくことが可能となる。

（２）地域に住む人々が抱える課題の例

ア）就業・再就業

就業・再就業の課題を抱える女性は多い。特に、出産・育児のために退職した女性の再就業は、我が国の女性に特徴的な就業パターンである。

〈事例〉 ジョブパーク（京都府）

行政、労働者団体、経営者団体が共同運営し、ハローワークとも連携して総合的な就労支援を行うジョブパークに、女性再就職・母子コーナーを設置し、安心して再就職又は新たに就職するための就業支援や就業相談を実施。女性の再就職等に関する情報提供から相談、スキルアップ、職業紹介までのワンストップサービスを行うことで、意欲のある女性をきめ細かく支援している。なお、この取組では、職場実習の受け入れなどジョブパークを支える企業応援団のサポートがあることが特色の一つとなっている。

〈事例〉 特定非営利活動法人働きたいおんたちのネットワーク（京都府宇治市）

女性がネットワークを組み、女性たち自身で、女性の就業支援、子育て支援をはじめ、女性の情報の受発信や社会経済活動を実践する場の提供及び相談・サポート等の様々な事業を、地域の商店街や子育てグループなどの関係団体、行政とも連携して実施。これらの取組により、女性が自立して活動を展開できるよう支援するとともに、女性のそれぞれの経験やスキルを活かした社会参加や経済活動を促進している。また、京都府のチャレンジ・ネットワークに参加することにより、様々な機関との連携が可能となっている。

女性の積極的な登用などの就業支援、再チャレンジなどの再就業支援を進めるためには、地方公共団体内部の関係機関の連携・協働関係の構築や、企業、労働、行政等の幅広い関係団体からなる支援ネットワークの構築が積極的に進められるべきである。このような連携・協働やネットワークを構築して、女性の就業・再就業支援を進めることで、その構成団体を通じて地域に男女共同参画を浸透させ、人々の意識を変えていくことができる。

イ）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

地域に住む人々がその希望に応じた地域活動を展開し、個人の就労による経済的自立と健康で豊かな生活を送るために、仕事、子育て・介護等の家庭生活及び地域活動の調和を図ることは重要な課題である。

〈事例〉 ワーク・ライフ・バランス推進事業、男女共同参画職場づくり事業（秋田県）

男女がともに働きやすい職場づくりとワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するため、男性の育休取得促進のキャンペーンや企業代表者等からなるワーク・ライフ・バランス推進研究会での検討を行う。また、女性の能力の活用や育児、介護等と仕事との両立のために積極的に職場環境の整備に取り組んでいる事業者に対して入札参加資格審査における加点等を行う。これらの取組により、男性の育児休業取得率の向上や職場の意識改革が進むなど、男女共同参画の実現を進める。

〈事例〉 お父さん応援プロジェクト（埼玉県 特定非営利活動法人新座子育てネットワーク）

父親の子育て参加を促し、ワーク・ライフ・バランスへの意識を高めるための研修プログラムを開発。市役所職員の研修に活用され、意識の醸成や父親同士のネットワーク形成を促進したほか、職場や地域に同プログラムを提供し社会全体での取組を促進している。また、子育て中の父親を支援する専門家も養成するなど、地域全体でのワーク・ライフ・バランスの実現を支援。

地域における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、企業等の組織のトップの意識改革が不可欠である。従業員のやる気の向上、能力の発揮による業務の効率化やコスト削減、優秀な従業員の確保、従業員の定着率の向上による育成コストの低減等、経営上のメリットを具体的に示して理解を求める努力が必要である。

また、経営者の理解を個別に得るだけでなく、経営者団体、労働団体、農業協同組合等の関係団体の理解と協力を得ることは、地域における各種業界全体の取組の促進につながる。

ウ) 子育て

子育ての問題は、身近な地域において人々が抱える重要な課題の一つである。

〈事例〉 地域における子育て支援施設の運営（特定非営利活動法人びーのびーの 横浜市）

親子で気軽に立ち寄れる子育て支援施設を運営。学生やシニアのボランティアを含む地域の様々な団体、企業、商店街、行政と連携して、子育て支援の取り組みを実施。地域で支え合いつつ開かれた子育ての場を設けることで、子どもの成長にとってよい効果があるのみならず、他の親や異なる世代の者との交流は、親にとっても、孤立を防ぎ親自身の成長にも役立つ。また、地域全体で子育てに取り組む意識も育まれている。

ボランティアの活動等、地域の人々が参画し、社会全体で子育てを支えるという視点は重要である。このような課題の効果的な解決のためには、男女共同参画、福祉、医療、労働等の分野における行政、関係団体等の連携・協働が必要である。また、それらの支援機関・団体等による支援の隙間を、地域における個人やグループの緩やかなつながりによって補えるような仕組みづくりも必要とされる。

エ) 配偶者等からの暴力

配偶者からの暴力については、全体の相談件数、保護命令の件数等が増加傾向にあり、被害者の保護、自立支援は地域においても喫緊の課題である。こうした暴力の発生を未然に防ぐためには、若い世代からの予防啓発に取り組む必要がある。また、交際相手からの暴力（デートDV）も重要な課題となっている。

〈事例〉 DV被害者支援ネットワーク会議（和歌山県）

配偶者からの暴力による被害者の相談及び保護に関係する行政機関、民間支援団体等の情報交換のためのネットワーク会議を開催。全体会の他に県の振興局単位での地域会議も開催。会議の場で、それぞれの機関の抱える問題と解決策について意見交換をすることで、参加機関全体で被害者への適切な対応についての認識が一層高まるとともに、他機関との連携も強化されている。

配偶者からの暴力の被害者が、就労支援等、自立した生活に向けて支援を受けていく中で、能力の活用・伸長が可能となる。但し、繰り返し配偶者から暴力を受けてきた被害者が精神的、身体的に回復するためには、一定期間を経る必要があり、加害者のもとから避難した後、自立までに長期間かかることも少なくない。

配偶者からの暴力の被害者は、自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子供の就学の問題等、複数の課題を同時に抱えることが多く、その解決に関わる機関は、男女共同参画、労働、福祉等の幅広い分野にわたる。それらの機関が認識を共有しながら、連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、都道府県や市区町村における関係機関等との連携強化やネットワークの構築は極めて重要である。

配偶者や交際相手からの暴力を防止するためには、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。被害者支援の実践的な活動を展開することで、被害者の状況や配偶者や交際相手からの暴力の問題について認識が深まり、このような意識を地域社会に浸透していくことができる。（Ⅳ．３（２）の事例「中間支援組織として全国の男女共同参画センターの支援」も参照）

オ）高齢者の社会参画・自立支援

高齢者の社会参画と自立支援は、少子高齢化が一層進むことが見込まれる我が国において重要な課題である。

男性の多くは、仕事中心の生活で家庭や地域に関わってこなかった結果、一人暮らしになった場合に日常生活に支障を来したり、地域で孤立するといった問題が生じやすい。他方、女性の多くは、老後に受け取る年金額が少ないこと等から単身になった場合に経済的に困難な状況に陥りやすい。

＜事例＞ 団塊世代の男性向けの講座（静岡市女性会館）

シニア男性を対象に、衣食住に関わる技術を身につけ、生活者として自立して豊かなシニアライフを過ごすための講座を実施。地域の企業や企業OB等の協力も得て、着こなしやお洒落、整理収納術、料理、スーパーマーケットの食品売り場での食品の見分け方や買い物のコツを学ぶ講座等を実施。特に仕事に偏りがちであった男性が、定年後も生き生きと自立した生活を送ることができるよう支援することを通じて、意識改革の効果もある。

高齢者がそれまでに職業生活等の中で培ってきた経験等是一種の財産であり、これを活かした取組を行っていくことは、個人の新たな生きがいの発見や健康の維持にもつながり、地域社会にとっても有益である。

カ）地域の外国人との共生

国際化が進む中、在留外国人の総数は年々増加しており、地域に住む外国人との

共生が課題となる。

〈事例〉 外国籍DV被害者のための多言語相談（神奈川県）

配偶者暴力相談支援センターにおいて、民間団体に委託して外国籍のDV被害者から外国語による相談を受け付ける。DVの相談のほか、一時保護後の自立をサポートするための相談も受け付ける。英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、韓国・朝鮮語による相談に対応。民間団体のノウハウを生かし、在留資格等の外国籍被害者に特有の問題や文化的背景の違いから生じる問題等について、適切・迅速な相談対応が可能になった。地域の外国人が生活しやすい環境をつくることを通じて、地域の外国人との共生に役立っている。

〈事例〉 人身取引被害者支援に伴う海外視察（千葉県・千葉県警察本部）

人身取引について、ブローカーの検挙のために被害者の協力を得るには、母国の被害者家族の安全確保が不可欠であり、また、被害者が帰国後も安全で安心して生活するためには、帰国先の社会情勢、再被害防止、生活支援体制の状況等の情報収集が必要となるため、被害者支援と犯罪捜査の両方の観点から、県の男女共同参画課と県警察本部が連携して、人身取引被害者の出身国を視察。NGO、捜査機関等とも情報交換して、被害者の精神的ケアに反映させ、帰国支援と帰国後の安全確保に向けて関係機関との連携を図る。犯罪捜査に男女共同参画の視点を盛り込むことにより、地域における人身取引対策において、被害者により一層配慮した対応が可能となる。

男女共同参画の視点がもたらす多様性に対する視点は、男女間の課題だけでなく、地域の多様な人々との関係においても有効である。

地域に住む外国人にとっては、言葉や文化的背景の違い等に起因する生活上の困難に直面していることも多い。地域の外国人と共生していくためには、きめ細かなコミュニケーションにより、多様性への視点、即ち、互いの文化や価値観を理解し尊重していく視点を持つ必要がある。このような視点を持って外国人が地域で生活する際の制約となっている具体的な課題を解決していくことは、外国人にとってだけでなく、地域住民全体にとっても有益である。

IV 地域における男女共同参画の推進主体

1 地方公共団体の役割

地方公共団体は、地域の拠点である男女共同参画センター等を活かしつつ、NPO、地域団体、大学、企業等の地域の団体等と連携・協働しながら、地域における男女共同参画の取組を推進する役割を担っている。地方公共団体に求められる役割は、近年、地方分権が進展する中、他の分野と同様、男女共同参画の分野についても増大してい

る。

これまでに、全ての都道府県及び政令指定都市が男女共同参画に関する計画を策定し、46 都道府県及び全ての政令指定都市で条例を制定するなど、地域における男女共同参画の推進について基盤づくりが着実に進められている。（図 24, 25、表 6）

そうした基盤に基づいて、地域における男女共同参画を推進するために、地方公共団体や男女共同参画センター等では様々な取組がなされてきた。それらの施策は着実な成果を上げてきてはいるが、社会情勢の変化等に伴い、Ⅱで述べたように地域では様々な課題が生じている。従来の取組を一層工夫・強化していくことは必要であるが、それだけでは、このような課題を解決していくことは難しい。今後は、地域における課題やそこに住む人々が抱えている課題の解決のための実践的活動に重点を置いた施策を中心に実施していく必要がある。なお、こうした施策の企画、実施及び評価に当たっては、客観的なデータが不可欠であり、実態調査等を実施することにより、統計データを収集し、地域全体の実情やニーズを把握するよう努めていかなければならない。

（１）地方公共団体内の連携・協働

男女共同参画はあらゆる分野にわたる課題であり、地方公共団体の施策全般に男女共同参画の視点を盛り込んでいく必要がある。地方公共団体の内部において、男女共同参画を所管する部局と人権、医療、福祉、教育、労働、環境、防災・防犯等を所管する部局との連携・協働の強化が不可欠である。部局間での情報交換や施策・事業への相互協力にとどまらず、より積極的な意味での部局横断的な協働による施策・事業の企画や実施ができるようになっていることが求められる。

（２）市区町村の役割

地域における男女共同参画の推進に当たっては、住民にとって最も身近な自治体である市区町村の役割が特に重要である。市区町村は、地域の実情やニーズを把握し、それに応じた取組を実施していく必要がある。市区町村の男女共同参画センター等は、地域住民に近い立場から地域の課題やニーズを把握し、施策化するとともに、課題解決の取組を推進していくことが期待される。

（３）都道府県の役割

都道府県及び都道府県の男女共同参画センター等は、広域的な観点で実施した方が効果的・効率的な取組や、市区町村及び市区町村の男女共同参画センター等の取組を補完・支援する役割が期待される。例えば、地域において男女共同参画推進の取組の核となる人材の発掘・育成や市区町村及び市区町村の男女共同参画センター等の担当職員を対象とする研修、専門的なプログラム開発、先進的な取組の実施・普及、取組が進んでいない市区町村に対する支援等である。また、都道府県及び都道府県の男女共同参画センター等には、市区町村の範囲を越えた広域的なネットワークをコーディネートする役割を果たすことが求められる。

(4) 効率的な事業運営

地方公共団体の厳しい財政状況を背景に、予算の削減や組織・出先機関の整理、統廃合が進められている。男女共同参画の所管部局及び男女共同参画センター等においても、適切な組織・事業運営のもとでより大きな成果を上げていくことが求められる。

そのためには、上述した地方公共団体の内部における関係部局の横断的な連携・協働や、男女共同参画センター等とNPO、地域団体、企業、大学等の組織・団体との間の協働により、男女共同参画行政以外の各主体の強みを活かしながら効率的、効果的に取組を進めることが求められる。

また、事業の実施や施設の運営において、これまで以上に費用対効果に配慮するとともに、その結果を検証し、成果を目に見える形で示していくことが必要である。そのためには、施策・事業の成果等を可能な限り客観的に把握し、定量的な評価ができるようにしていくことが重要である。一方、男女共同参画の事業は、単に参加者数やコストといった部分から判断するだけではなく、団体や地域とのつながりなど、男女共同参画を進める上で何が重要であるかという視点からも評価される必要がある。このような観点から、後述するように、男女共同参画センター等を客観的に評価する手法についても検討を行っていくことが必要となる。

さらに、男女共同参画センター等の管理運営について、民間企業で行っている経営管理手法を参考にレベルアップを図ることも必要である。

2 男女共同参画センター等の役割

男女共同参画基本計画（第二次）では、男女共同参画センター等について次のように位置付けられている。

「公私立の女性センター・男女共同参画センター等は、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ、団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を果たしている。人材の育成や効果的な事業の展開を通じ、これらの拠点が一層充実し、男女共同参画社会基本法の理念に則した運営と有機的な連携が図られるよう支援する。」（第3部2. 男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実）

男女共同参画センター等は、平成19年4月現在、全国に約350施設を数えるまでになった。都道府県、政令指定都市のほとんどのに設置されており、市区町村の整備率は15.2%である。（表7、8）

男女共同参画センター等は、地域における男女共同参画の推進の拠点として、次のような重要な機能を担っている。

- ・ 課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発
- ・ 地域や地域に住む人々の課題の的確な把握及び情報提供
- ・ 実践的活動のための関係団体等との協働、ネットワークのコーディネート
- ・ 実践的活動を通じた人材の発掘・確保・育成

課題解決型の実践的活動を中心とする男女共同参画の推進の第二ステージにおいては、次に述べるように、上記の機能の充実・強化が求められる。

(1) 課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発

男女共同参画に関する知識習得や意識啓発については、男女共同参画の新たな段階への移行に応じて内容・手法を発展させる必要がある。また、性別にかかわらず、幅広い年齢の多様な立場の人々に参加してもらうための工夫が必要である。

〈事例〉 参加者の視点に立った講座・事業（東京都大田区立男女平等推進センター）

区民のニーズを十分把握し、多くの人が興味を持つようなテーマ設定や運営方法を工夫するなど、参加者の視点に立った講座等が企画され、多くの参加者を集めている。参加者が関心のあるテーマを通じて男女共同参画を理解できるように工夫されているほか、受講者を組織化し、受講者側が企画・運営する側にステップアップするなど、一過性のものにとどまることなく、さらなる活動を地域で広げていけるようなシステムティックな人材養成を行っている。また、地域で安心して子育てができるような親子同士のネットワークづくりにも取り組むほか、男女共同参画社会実現のための地域の拠点として、市民グループ等の活動の場となっている。

特に、人気の高い講座等を企画・運営するノウハウは全国的に注目されており、男女共同参画センター等にとどまらず、様々な分野の機関・団体等でそのノウハウが取り入れられている。そのノウハウを学ぶことは、男女共同参画に関わりの薄かった機関・団体等にとって、男女共同参画の視点に接する機会となっている。

〈事例〉 はちのへ女性まちづくり塾生の会（青森県八戸市・はちのへ女性まちづくり塾生の会）

審議会等の政策・方針決定過程の場に参画できる女性の育成と、地域のまちづくり等の実践活動に資するための受講者間ネットワークの構築を目的に、市が「まちづくり塾」を実施したところ、その卒業生が団体をつくり、塾の企画・運営業務を市から受託するようになった。市政全般についての講義や産業・観光に関する現地視察、市議会傍聴、ワークショップ等を実施している。塾生の多くが県・市等の審議会の公募枠の委員等として県政・市政等に参画するほか、まちづくりなどの実践活動において活躍し、市への政策提言も行うなど幅広い波及効果があった。

ア) 課題解決型への展開

男女共同参画センターにおいては、これまでに男女共同参画に関する知識の普及や意識啓発に努め、成果を上げてきた。新たな段階に入っても、そのことの重要性は変わらないが、Ⅲの4で挙げたような具体的な課題を取り上げ、それを解決または改善することに役立つような内容のものに強化していくことが求められる。また、講習や研修が修了した後、地域における実践的な活動につなげるような工夫が必要である。

男女共同参画が実際に個人や地域の課題解決に役立つこと、新たな地域活動につながることを具体的な形で示していくことが、地域において男女共同参画への理解を深め、多様な人々に裾野を広げていくことにつながる。

イ) より多くの多様な人々への働きかけ

男女共同参画センター等の事業や男女共同参画の視点を活かした活動に、より多くの人に参加してもらうためには、男女共同参画について、平易でわかりやすく、親しみやすい印象を持ってもらえるような打ち出し方が必要である。

男女共同参画に関心があるすべての人が、実際に男女共同参画センター等に来所できるわけではない。より多くの人に活用されるよう、地理的、時間的な制約により男女共同参画センター等で開かれる講座等を受講することが難しい人々に対して、地域ごとに出席講座等を実施したり、講座の内容をホームページ、広報誌、報告書等の形で公開するなど、工夫する必要がある。このような形で講座等の内容を公開することは、講座等の参加者にとってのフォローアップにも役立つ。

また、男女共同参画の意識啓発においては、男女共同参画に関心が薄いために男女共同参画センター等を利用しない人々に対する働きかけの方が、むしろ重要である。そのためには、幅広い対象、すなわち特に関心のない層や男女共同参画以外のテーマを掲げて活動する個人や団体も含めた多様な主体への働きかけが必要である。その方法としては、男女共同参画に特に関わりのないイベントや集会にも積極的に赴き、男女共同参画について話すというような取組や、インターネットや携帯電話等を活用した身近でアクセスしやすい形での情報提供等、周知方法を工夫して取り組む必要がある。

このような取組は、男女共同参画に対する関心が薄い層への意識啓発になるだけでなく、それまで男女共同参画に関わってこなかった団体等との新たな連携が生まれる可能性もある。

〈事例〉 男女共同参画押し掛け対話劇キャラバン（秋田県由利地域振興局管内）

男女共同参画の推進員、市民グループ、県・市の職員からなるキャラバン隊が、地域のさまざまなイベントに押し掛けて男女共同参画をテーマにした対話劇を上演。男女共同参画に関わりの深い団体等だけではなく、自治会、老人会、ロータリークラブ等の行事、民生児童委員研修会、消費者の集い、芸能大会等へも赴く。開催地域の住民も出演するなど県民協働を実践するとともに、難しく捉えられがちな男女共同参画が生活の中の身近な問題であることについて、これまで男女共同参画に関心の薄かった幅広い分野の団体等に働きかけ、意識啓発を進める。

〈事例〉 押しかけ講座（佐賀県白石町）

行政が男女共同参画の講座等を実施しても参加者が集まりにくいとため、男女共同参画の推進員が、主催者の了解を得て各種団体の行事・研修会等に出向き、講師となって参加者の意識啓発を行う。日頃、男女共同参画の講座等には参加したことのないような幅広い立場の人々に働きかけるとともに、対話形式による少人数のコミュニケーションを通じて、男女共同参画について理解を深めることができる。

〈事例〉 様々な課題を抱える若い女性に対するインターネットラジオ等を活用した支援（男女共同参画センター横浜）

居場所がない、働けない、薬物・アルコール依存など、人間関係や生き方の悩みなどを抱える若い女性向けに、社会福祉協議会と共催で、ピアサポートに取り組む女性たちをゲストにトークイベントを開催。女性特有の課題を抱えつつも男女共同参画にあまり関心のない若い世代の女性を対象に、ハンドルネームでの申込受付を行い、後日イベントの状況をひきこもりの若者たちが運営するNPOのインターネットラジオで配信するなど、新たな対象層に対して新しい方法での事業を開発している。日頃センターとは無縁の若年女性にとっても、センターが課題解決の一助となることを目指している。

（２）地域や地域に住む人々の課題の的確な把握及び情報提供

課題解決のための実践的な活動を効果的に展開するためには、個人及び地域の課題やニーズを的確に把握し、ニーズを踏まえた情報提供を行うことが必要である。

男女共同参画センターの相談窓口は、個人及び地域の身近な課題等を発見し把握する最前線であり、そこで捉えられたニーズは、解決の糸口を見出していくために重要である。

相談以外にニーズを把握する方法として、情報収集のためのアンテナを地域に広く張り巡らしておくことも重要である。そのためには、地域や企業、労働組合、学校等に男女共同参画の推進員が配置されている場合には、その推進員から身近な課題やニーズを吸い上げることも有効な方法である。

また、男女共同参画センター等は、保有する情報についての地域住民への周知と利用促進に努め、課題解決のために有効な情報が得られる場として機能する必要がある。また、その機能を、個人・団体間の連携・協働、ネットワークの形成等に積極的に役立てることも重要である。

なお、情報提供に当たっては、パンフレット、機関誌、ホームページ、メール配信等の様々な伝達手段を活用し、地域に住む人々の課題やニーズに応じて必要な情報が届くよう工夫する必要がある。

（３）実践的な活動のための関係団体等との協働、ネットワークのコーディネート

男女共同参画センター等が、地域における様々な課題の解決につながる実践的活動を通じて、男女共同参画を推進していくためには、女性団体や男女共同参画の推進員等に加えて、課題に応じてⅢ 2（１）で述べたような地域の多様な主体との連携・協働が不可欠である。また、男女共同参画センター等には、男女共同参画の視点から、それら主体間のネットワークをコーディネートする役割も期待される。

上記のようなネットワークを構築するためには、課題に応じて関係団体等と連携し、その集積がネットワークに発展するという進め方が基本的な手法となる。「チャレンジ・ネットワーク」のような既存のネットワークがある場合は、それを基本に構成員・構成団体を拡大していくことが、さらに広範なネットワークへの近道となる。

また、男女共同参画センター等の施設を地域の団体やグループ等の活動の場として提供したり、地域の多様な団体等が数多く参加するイベント等を実施することは、普段はつながりのない多様な個人・団体が出会う機会をつくるという意味で効果的である。

〈事例〉 市民・NPOがつくる男女共同参画事業（男女共同参画センター横浜・横浜南・横浜北）

男女共同参画の推進に役立つ講座等事業の企画を、NPO等の市民グループと男女共同参画センターとの協働により実施。協働実施する事業テーマを年度当初に定め、公募により実施グループを決定している。事業テーマはDV、就業支援、生活自立、健康、子育てと多岐にわたり、さまざまな分野で活動するグループとの連携が進んでいる。また、この取組を学校等の地域の関係機関に紹介し、そこでの事業実施をコーディネートすることによって、男女共同参画の視点をもった事業が地域社会で広く実施され、子どもからシニアまで多くの市民に男女共同参画の視点が波及していくというメリットがある。

（４）実践的な活動を通じた人材の発掘・確保・育成

地域における男女共同参画を推進していくためには、それに携わる人材の確保、養成が不可欠である。こうした人材の育成は座学のみでは難しく、このような課題解決型の実践的な活動を経験する中からリーダーが現れ、育っていくことが多い。したがって、男女共同参画センター等で実施する地域のリーダー育成のための講座等においては、知識等を伝える講義形式のみではなく、地域の課題に即した実践的な活動を盛り込むべきである。（Ⅵの「地域において男女共同参画推進の取組の核となる人材の発掘・確保・育成」を参照）

３ 男女共同参画センター等の機能分担とネットワークの構築・強化

男女共同参画センター等が第二ステージにおいて求められる役割を効果的に果たしていくためには、男女共同参画センター等の間でネットワークを構築し、その中で、それぞれの男女共同参画センター等に期待される機能を果たすことによって、相互補完とネットワーク全体の機能強化を図っていくことが求められる。

（１）男女共同参画センター等の多様なあり方

男女共同参画センター等の役割は、２で述べたとおりであるが、その具体的なあり方は、その所管する地域の実情に応じ、多様であってよい。男女共同参画センター等が地域の課題の解決に取り組む中で、最も適切かつ効果的に対応できる体制・手法等を見出していくことにより、それぞれの地域における男女共同参画センター等の特色が現れてくる。

（２）男女共同参画センター等の間の連携・ネットワーク

男女共同参画センター等は、各地域における男女共同参画の推進のための拠点とし

て重要な役割を担っているが、これに止まらず、全国的に配置された男女共同参画センターが相互に連携・協働し合うことで、その機能は増していく。その意味で全国の男女共同参画センターのネットワーク自体が重要な財産であるといっても過言ではない。

男女共同参画センター等が地域を越えて交流し、連携することにより、それぞれの男女共同参画センター等の好事例を広げ、活用していくとともに、互いに補完していくことができる。また、男女共同参画センター等で構成される女性会館協議会等において、男女共同参画センター等の抱える共通的な課題について、男女共同参画センター等を支援し、課題解決に取り組むことは有効である。

男女共同参画センター等では、それぞれ置かれている地域の実情に応じて特色ある取組が進められている。特定の機能や分野において高いノウハウを持つ男女共同参画センター等には、直接対象としている地域にとどまらず、男女共同参画センター等の全体のレベルを広域的に引き上げる役割が今後一層期待される。

このことは、人材の育成において特に重要である。人材育成において高いノウハウを持つ男女共同参画センター等が実施する研修等に多くの男女共同参画センター等の職員が参加することは、プログラムされた研修内容を修得するだけでなく、参加した他の男女共同参画センター等の職員と交流し、そのことから多くことを学べるという効果もある。その研修に参加した男女共同参画センター等の職員が、そこで得たものをそれぞれの地域へ持ち帰って伝えていくことが、男女共同参画センター等の広域的なレベルアップにつながる。

＜事例＞ 中間支援組織として全国の男女共同参画センターの支援（特定非営利活動法人全国女性会館協議会）

全国女性会館協議会は、各地の男女共同参画センター等の間の親睦・連絡組織であったが、平成 17 年の機構改革を契機として、全国の男女共同参画センター等の抱える課題について支援・援助を行う機関としての性格を有するようになり、男女共同参画センター等に対する情報提供や調査研究など幅広い支援を行っている。

全国各地のセンター同士のネットワーク化を進め、地域の様々な社会資源との連携を図ることを目的に、全国 6 カ所でセンター職員や管理職を対象とした研修や相談会を開催している。さらに、センターのスタッフ募集情報の提供も行っている。

また、マイクロソフト社と連携の下、全国の男女共同参画センターにおける母子家庭やDV 被害者等、経済的社会的に困難な状況にある女性を対象としたパソコン講座や就労応援イベントの開催を支援している。規模も地域性も多様な各地のセンターで困難を抱える女性を支援する事業を安定的に実施するために、企画運営のノウハウ（手引書）を提供し、実務者研修を実施。目標を超える数の受講者がこれまでに受講し、また、受講者の満足度も高い。事業の実施を通じて、課題解決型ニーズを発見し、支援ノウハウを蓄積し、地域における多様な主体との連携を強化することによって、男女共同参画の拠点施設としての基盤強化や職員の力量の向上にもつながっている。

＜事例＞ 広域的な人材育成のための研修事業（大阪府立女性総合センター、財団法人大阪府男女共同参画推進財団）

男女共同参画センター等や地方公共団体の男女共同参画の担当職員（情報及び相談担当、相談員等含む）、女性グループ・NPO等の構成員を対象に、男女共同参画の視点を持って施策・事業を企画・運営していく能力の育成、市民やNPO、行政との協働、ネットワークの形成等のための研修を実施。また学校教員を対象として男女共同参画の視点による教材づくりの研修も開催。大阪府域を超えた広範囲から多くの参加者を集め、西日本の男女共同参画センター等の中核的な役割も果たしており、本センターの受講生から各地・各分野のリーダーを数多く輩出。

また、韓国・ソウル女性プラザとの友好を深め、情報交換や連携をしていくための協約を締結。交流懇談会、情報交換会の開催などさまざまな事業を展開。

（３）男女共同参画センター等の国際的な役割

男女共同参画センター等が全国に数多く存在することは、国際的な視点から見ると、日本の大切な資源である。

開発途上国においては、このような施設を整備することは大きな意味がある。例えば、伝統的な男女観の強い文化の国々においては、女性が安心して集まることができ、マイクロファイナンス（貧困層向けの小規模融資）等に関する様々な相談、保健指導、識字教育、職業訓練等の機能を持った施設をつくることは大きな意義がある。男女共同参画センター等の施設の意義・機能に関する情報を国外に発信していくことも、国際貢献の手段の一つとして重要である。

＜事例＞ 研究書の発行・アジアの女性の地位向上のための事業（北九州市立男女共同参画センター、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム）

北九州市立男女共同参画センターでは、男女共同参画に関する課題の解決のために、専門家や活動家が地方公共団体・国・世界の動きを視野に入れつつ学際的に探求した成果を、『ムーブ叢書 ジェンダー白書』として国内外に発信。また、ジェンダー問題を掘り起こして自主的に調査・研究する市民グループや研究者（グループ）を募集し、調査・研究に要する経費を助成。

また、北九州市立男女共同参画センターの指定管理者となっている財団法人アジア女性交流・研究フォーラムは、アジア地域の女性の地位向上と連帯・発展を目指し、講演会、セミナー、研究誌の発行、アジア女性会議の開催等の事業を展開。

ともに、地域と海外との情報交換や連帯の橋渡しとなっている。

4 指定管理者制度の導入・運営に当たっての留意点

指定管理者制度は、民間の経営能力を導入して住民サービスの向上を図るとともに、効率的な運営により経費削減を図るための有効な手段として導入されることになった。

独立行政法人国立女性教育会館が2007年1月～2月に実施した調査「指定管理者制度導入施設の現況と課題」によると、女性関連施設の指定管理者となっている団体は、財団法人と社団法人が6割を占め、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人のうち、男女共同参画を目的とする団体が6割を占めている。指定期間は3年と5年が多い。（図26, 27）

指定管理者の選定に当たっては、男女共同参画の施策や男女共同参画センター等の成り立ちや経緯等を十分理解していることや、地方公共団体が期待する施策の執行能力とともに、効率的な運営ができることが条件とされる。

男女共同参画センター等が地域における男女共同参画の推進のための拠点であることを鑑みれば、地方公共団体が指定管理者を選定するに当たっては、男女共同参画センター等がその役割を効果的に果たせるかどうか最も重視されるべきである。具体的には、男女共同参画についての理解、施設運営や事業展開の視点と方法、専門的能力を有する職員の確保とその育成手段、地域の多様な社会資源との連携・協働の可能性等が重視されるべきである。さらに、事業の継続性や公益性にも配慮する必要がある。

しかし、低コストでの運営を図るための手段として指定管理者制度が導入されることもある。この場合、上記のような事項が定量的に明確な形で把握することが困難であることもあって、経費削減のみに重きが置かれがちである。このような場合、例えば、職員の処遇低下、職員構成における非常勤職員の比率の増加、低賃金や雇用の不安定化、研修機会の不足といった問題が生じやすい。その結果、優秀な人材の確保を困難にするばかりでなく、職員の意欲に悪影響を与え、職員の専門的能力の維持・向上を困難にし、男女共同参画センター等の機能を低下させ、ひいては住民サービスの低下を招きかねない。したがって、指定管理者の選定や指定管理者の施設・事業運営の評価に当たっては、上記のような定量的に把握しにくい部分も重視して評価する必要がある。

その一方で、施設の運営や事業の実施において、成果を可能な限り客観的に把握し、一定の基準に基づく定量的な評価ができるようにしていくことも重要である。そのためには、施設運営者が経営的な視点を持つとともに、そのような視点からの職員全体の意識改革も必要である。また、男女共同参画センター等を評価する一定の基準が現在確立されていないため、客観的な評価手法について検討を行っていくことも必要となる。

V 地域における男女共同参画の推進に関わる多様な主体

1 NPO、地域団体、企業、大学等の地域における組織・団体

NPO、地域団体、企業、大学等の地域における組織・団体は、それぞれの組織や団体が展開する活動の中に男女共同参画の視点を取り入れることで、活動の幅を広げ、かつ、各主体の強みを活かして一層効果的、効率的に活動を展開し、各組織や団体が直面している課題を解決することができる。

それぞれの強みの部分について、各主体が複数の組織・団体の間に入って調整し、相互に結びつけ、ネットワークを構築し、連携・協働し、課題解決のための実践的な活動を展開する。

特に、NPOは、特定の課題の解決を目的に形成されることが多いため、課題解決型の男女共同参画を推進する第二ステージにおいて果たす役割はますます重要になっ

てくると考えられる。

なお、地方公共団体等がNPO等と連携・協働する際には、NPO等がその特色を活かした活動を展開できるよう、NPO等との対等な関係の下で、NPO等の自主性・独自性を尊重しながら、ともに地域の課題に取り組む必要がある。

＜事例＞ 子育て応援隊（三重県 高田短期大学）

少子化、子育て困難の時代にあって、保育者養成校が保育・幼児教育の専門スタッフが持つ知的財産を地域の育児支援や育児文化の普及のために開放して、地域貢献を行う。保育士や幼稚園教諭を目指す学生が大学教員とともに、教育プログラムの一環として地域で子育て支援ボランティアを実践する。地方公共団体や教育委員会、男女共同参画センター、企業、NPO等とも連携。

＜事例＞ 高齢社会の問題に関する政策提言、国内外の市民団体との連携（東京都 特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会）

女性の視点から、幸福な超高齢社会の創造、介護に携わってきた女性や介護現場で働く人々の労働環境の改善等を目指し、また、「介護は社会的に地域で支える」という考え方を根付かせるために、調査・研究、政策提言、シンポジウムの開催、国内外のグループとの情報交換・交流等を行う。全国に及ぶ会員同士のネットワークの他、「女性と健康ネットワーク」「高齢社会 NGO 連携協議会」等の団体、男女共同参画センター等とも連携している。

なお、目的を共有するグループ団体が全国各地に存在し、それぞれの地域の状況に応じて工夫した活動を展開している。

＜事例＞ 大利根防火活動（埼玉県 大利根町婦人防火クラブ）

昭和22年のキャサリン台風後に、地域の防災意識の高まりから防災・防火活動が始まり、男性の働き手の減少により、女性が中心となって防火活動を担うようになった。子供への防災教育、消防署からの指導を受けながらの防火訓練等を行う。防災・防火活動のほかに、地域の福祉活動や美化活動等も行う。20代から70代までの幅広い世代が参加し、行政との連携の他、活動を通しての他地区との交流、男女共同参画センターからの情報提供等。活動開始以来、地区内の火災発生件数ゼロを継続中。継続的な防災・防火活動を通じて、地域に住む人々間のつながりが強まり、男女共同参画の視点からまちづくりを考えるようになったという幅広い効果ももたらしている。

2 国等

地域における男女共同参画の推進は、地域が主体となってそれぞれの事情に応じた取組を行うことが重要であるが、国においても、一地域では解決が困難な課題については、主として制度面や全国的な施策の展開を通じて各地域の取組を支援することが

必要である。また、地域の主体的な取組を行いやすくするための環境整備も国の役割として重要である。

また、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとしての独立行政法人国立女性教育会館の役割も重要である。

(1) 地域における男女共同参画を推進するための支援

国は、地域における男女共同参画の取組を促進するために、様々な形で積極的に支援を行うことが必要である。具体的には、好事例等の情報収集・提供、モデル事業やプログラムの開発・実施、調査等による実態把握、各種研修の実施、広報啓発、人材情報の提供等によるネットワーク形成の支援等を行っていくことにより、地域における男女共同参画の取組を促進する。特に、ネットワーク形成の支援については、男女共同参画ヤングリーダー会議等の場の活用や地方公共団体や企業等との連携を通じ、将来地域のリーダーとしての活躍が期待される者の男女共同参画に関する意識の醸成やネットワークの構築の支援を行うなど、一層取組を充実する必要がある。

また、地域における女性の参画の現状、参画がもたらす効果等については、まだ十分把握できていないため、そうした点について把握・分析のための調査研究等を行う必要がある。

<事例> 男女共同参画ヤングリーダー会議（内閣府）

各地域、各分野で様々な活動を行い、将来地域のリーダーとして活躍が期待される30歳代の者を中心に、男女共同参画ヤングリーダー会議を開催。会議では、「地域における男女共同参画の推進」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」などのテーマ別に班別討議を行い、その成果を共有するとともに、立場や環境の異なる参加者がネットワークを形成することなどを通じ、今後の地域における男女共同参画社会の形成に向けた取組を推進している。

(2) 地方公共団体との連携強化

国は、こうした地域における男女共同参画の取組を効果的に推進するためにも、地方公共団体との一層の連携強化を図っていくことが重要である。そのためには、各種会議やイベント、広報誌やホームページ等様々な場を活用し、情報交換や意見交換を緊密に行っていく必要がある。

(3) 国立女性教育会館の役割

独立行政法人国立女性教育会館には、特に、女性教育、人材育成の面において「男女共同参画センター等のセンター」としての役割が求められる。

我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画センター等の間のネットワークの中核を担うとともに、地域において男女共同参画の推進を担うリーダーの育成、男女共同参画に係る調査研究の実施、国内外の男女共同参画に係る情報収集・提供等の役割を担っていく必要がある。

＜事例＞ 女性アーカイブセンター（独立行政法人国立女性教育会館）

男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性や女性教育・女性施策等に関する過去の記録の収集・整理・保存・提供を行う女性アーカイブセンターを開設。男女共同参画センター等や大学等の関係機関との連携・協力を図りながら、資料を活用した取組を通じ、過去の女性たちの生き方や活動について学ぶことにより、現在を見つめ、活力ある未来を切りひらく力をつけるための学びを支援する場としての役割が期待されている。

Ⅵ 人材の発掘・確保・育成

男女共同参画を推進していくためには、その担い手となる人材の発掘・確保・育成が不可欠である。特に、地域の課題を実践的な方法で解決することを通じて地域の男女共同参画を推進していくという男女共同参画の第二ステージを担う人材は、単に理念・知識を学ぶだけでなく、実践的な活動の経験を通じて育成していく必要がある。

1 男女共同参画センター等の人材に求められる能力とその育成

地方公共団体及び男女共同参画センター等において、第二ステージの男女共同参画の推進を担う人材には、前述したように、幅広い問題意識を持って広範な分野に常にアンテナを張り、地域における課題や地域に住む人々が抱える課題を的確に把握できる能力、さらに、その個々の課題に応じて、関係しうる多様な主体の効果的な連携をコーディネートし、実践的な活動を展開できる能力が求められる。

こうした幅広い能力と高度な専門性は、知識を習得するだけではなく、多様な分野の個人・団体とともに実践的活動に携わる経験によって培われるものである。男女共同参画センター等において人材を育成するに際しても、こうした実践的な活動を可能な限り育成プログラムに盛り込み、効果的、継続的に人材育成が行われるような仕組みを構築すべきである。

しかし、現実には、地方公共団体の財政事情の悪化等を背景に、男女センターの職員数が削減され、少ない人員で運営していかざるを得ない状況になっている。このため、優秀な職員の確保と職員の資質向上が今まで以上に重要になっている。

指定管理者制度を導入している男女共同参画センター等では、経費削減が制度を導入する理由の一つとなっていることから、Ⅳの4で述べたような種々の問題が生じるおそれがあるほか、指定管理期間は3年から5年程度が多く、現在の管理者が次回以降も継続して指定管理者となれるとは限らないため、長期的な視野に立った職員の確保・育成が難しいことが指摘されている。指定管理期間終了後の正規職員の雇用を継続できるかどうか不明瞭であるとの指摘もある。男女共同参画センター等の専門性を維持するために、指定管理者制度の下での職員の雇用方法について十分検討する必要がある。また、指定管理者を外れた団体に属する職員が、その資質と経験をその後も活かしていけるような仕組みを構築しておく必要がある。

2 地域において男女共同参画推進の取組の核となる人材の発掘・確保・育成

地域における課題を把握し、その解決のための実践的な活動を通じて男女共同参画を推進していくという男女共同参画の第二ステージにおいては、男女共同参画センター等だけでなく、地域においてこのような取組の核となる人材が不可欠である。

このような地域の人材の発掘・確保・育成は、それぞれの課題や実践的活動の内容に応じて適切な方法が工夫されるべきである。具体的には、男女共同参画センター等の講習・研修等の修了生の活用、推進員の設置、公募等の方法が考えられる。いずれの方法においても、こうした人材が継続的に資質を向上させていくためには、地域における課題の解決のための実践的な活動を経験できる機会を可能な限り設けることが望ましい。専門的な知識・技能の修得や、実践的な活動を経験できる機会をつくるためには、地域の教育機関やNPO等をはじめ地域の多様な主体との連携も積極的に進められるべきである。そのような活動経験を通じて、それぞれの人材が実践的な能力を向上させていくことができる。また、その中から新たにリーダーとなり得る人材が生まれてくることも期待される。

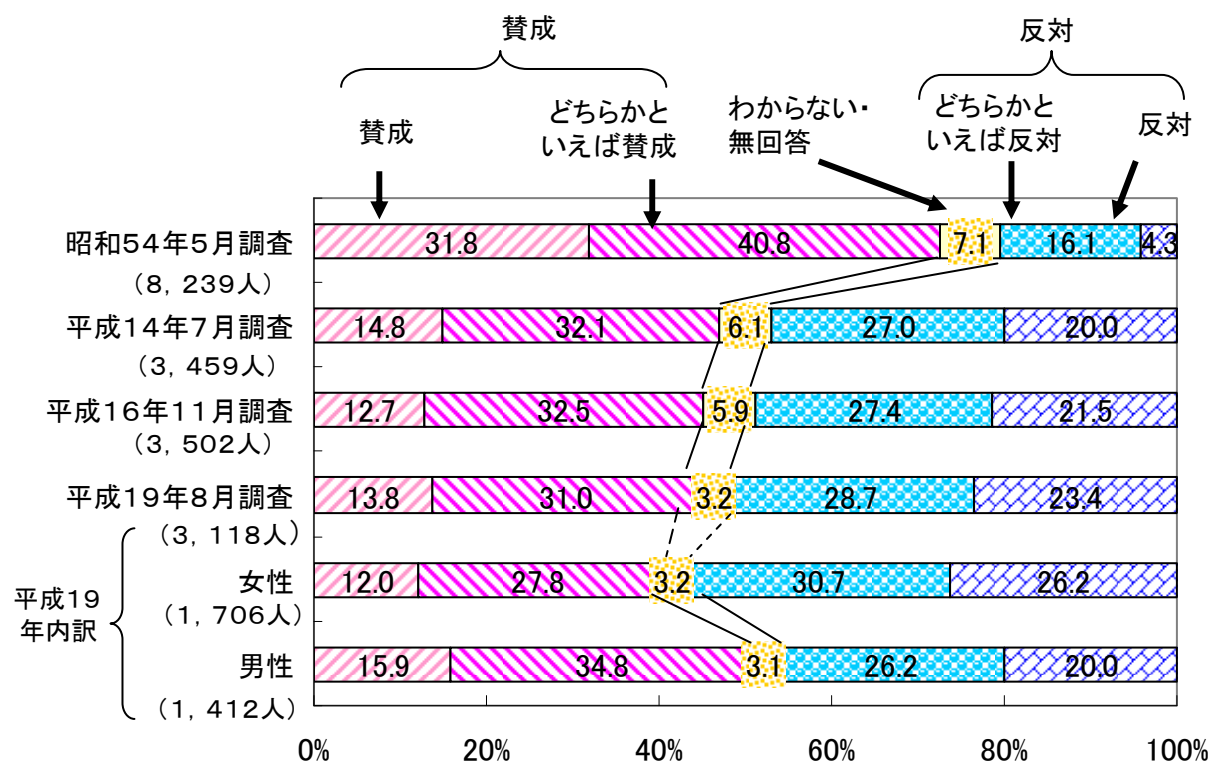
さらに、リーダー育成講座等の修了者が活躍できる機会を設けること、及びこうした人材の活用を促進するために、男女共同参画センター等が地域住民に人材情報を提供するデータベース等を準備したり、地域においてネットワークの形成を支援することが望ましい。

おわりに

男女共同参画社会基本法が制定されて9年が経過した今日、講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心とする段階から、地域住民による主体的な実践的活動を通して、あらゆる分野における男女共同参画の視点の確立が目指される第二ステージに移行することが極めて重要である。

これからの時代に、地域において男女共同参画をさらに推進するために求められるのは、男女共同参画の視点を持って、個人を尊重し、多様な主体と連携・協働しながら、身近な地域の課題やそこに住む人々が抱えている具体的な課題の解決に取り組むことである。こうした実践的な活動を通じて、身近な地域の課題やそこに住む人々が抱えている具体的な課題を解決できるだけでなく、地域が活性化され、個人が互いを尊重しながらいきいきと充実した生活を送ることができるようになる。実践的活動における多様な主体の連携・協働は、地域の経済社会を支える個人、組織・団体の間に、互いの立場を尊重しつつそれぞれの発想や能力を活かすことができるような緩やかなつながりを生み、男女共同参画の視点の確立を可能にする。地域における男女共同参画の推進がもたらす、こうした緩やかなつながりや男女共同参画の視点は、地域社会を支え、新たな発展を生み出す大きな原動力となるに違いない。

図1 固定的性別役割分担意識＜経年比較＞
（夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである）



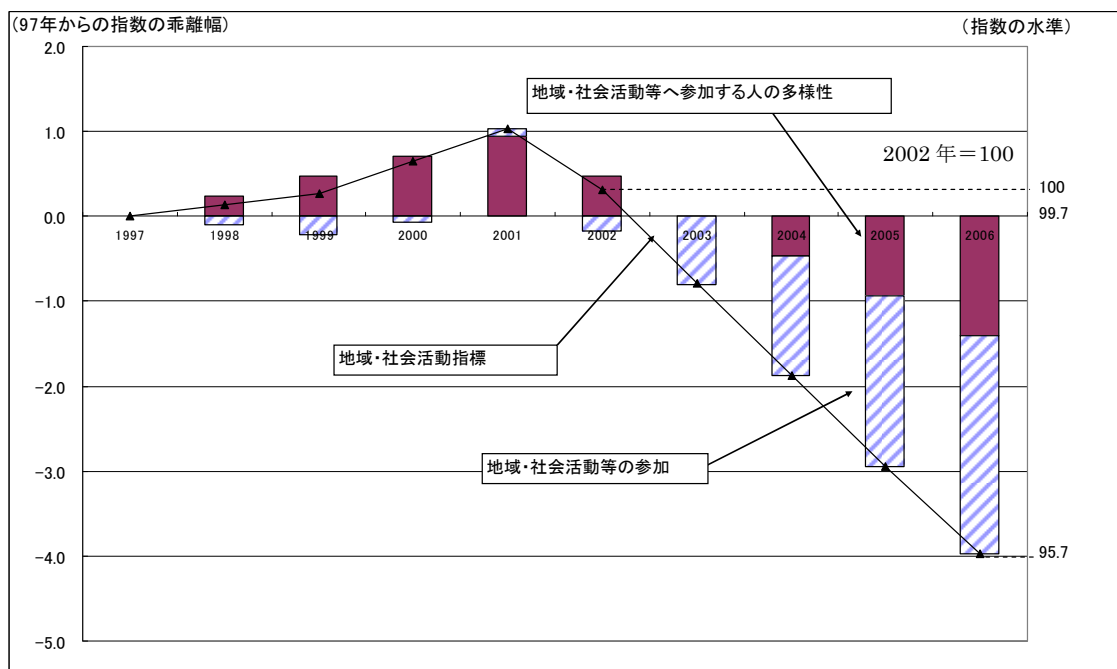
（出所）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成。

表1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
(都市規模別、性別、年齢別)

	賛成(小計)	賛成	どちらかといえば賛成	反対(小計)	どちらかといえば反対	反対	わからない
総数	44.8	13.8	31.0	52.1	28.7	23.4	3.2
〔都市規模〕							
大都市	42.7	11.6	31.1	53.7	29.9	23.9	3.6
東京都区部	38.7	8.6	30.1	55.8	31.3	24.5	5.5
政令指定都市	43.9	12.5	31.5	53.1	29.4	23.6	3.0
中都市	47.4	14.7	32.7	50.5	27.9	22.6	2.1
小都市	43.0	13.2	29.8	54.4	28.5	25.9	2.6
町村	43.4	16.3	27.1	49.3	29.5	19.8	7.3
〔性〕							
女性	39.9	12.0	27.8	56.9	30.7	26.2	3.2
男性	50.7	15.9	34.8	46.2	26.2	20.0	3.1
〔年齢〕							
20～29歳	41.4	6.1	35.2	55.7	28.7	27.0	2.9
30～39歳	38.8	6.5	32.3	58.0	33.0	25.0	3.2
40～49歳	37.3	6.3	31.0	59.2	28.4	30.8	3.6
50～59歳	40.1	10.0	30.0	57.4	32.3	25.0	2.6
60～69歳	50.0	19.9	30.1	48.4	26.9	21.4	1.6
70歳以上	56.9	26.7	30.2	37.7	23.3	14.4	5.4
〔性・年齢〕							
(女性)							
20～29歳	40.2	8.3	31.8	57.6	28.8	28.8	2.3
30～39歳	35.0	3.5	31.5	61.9	34.6	27.3	3.1
40～49歳	31.7	3.9	27.8	64.4	30.3	34.2	3.9
50～59歳	34.3	7.7	26.6	63.1	34.3	28.8	2.6
60～69歳	43.1	18.0	25.1	54.6	29.1	25.4	2.3
70歳以上	54.8	27.2	27.6	40.2	25.9	14.3	5.0
(男性)							
20～29歳	42.9	3.6	39.3	53.6	28.6	25.0	3.6
30～39歳	43.6	10.3	33.3	52.9	30.9	22.1	3.4
40～49歳	44.4	9.4	35.0	52.5	26.0	26.5	3.1
50～59歳	47.9	13.2	34.6	49.6	29.6	20.0	2.5
60～69歳	57.5	22.0	35.5	41.5	24.5	17.0	0.9
70歳以上	59.3	26.2	33.1	34.9	20.4	14.5	5.8

(出所)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成19年)」より作成。

図2 地域内のつながりの状況



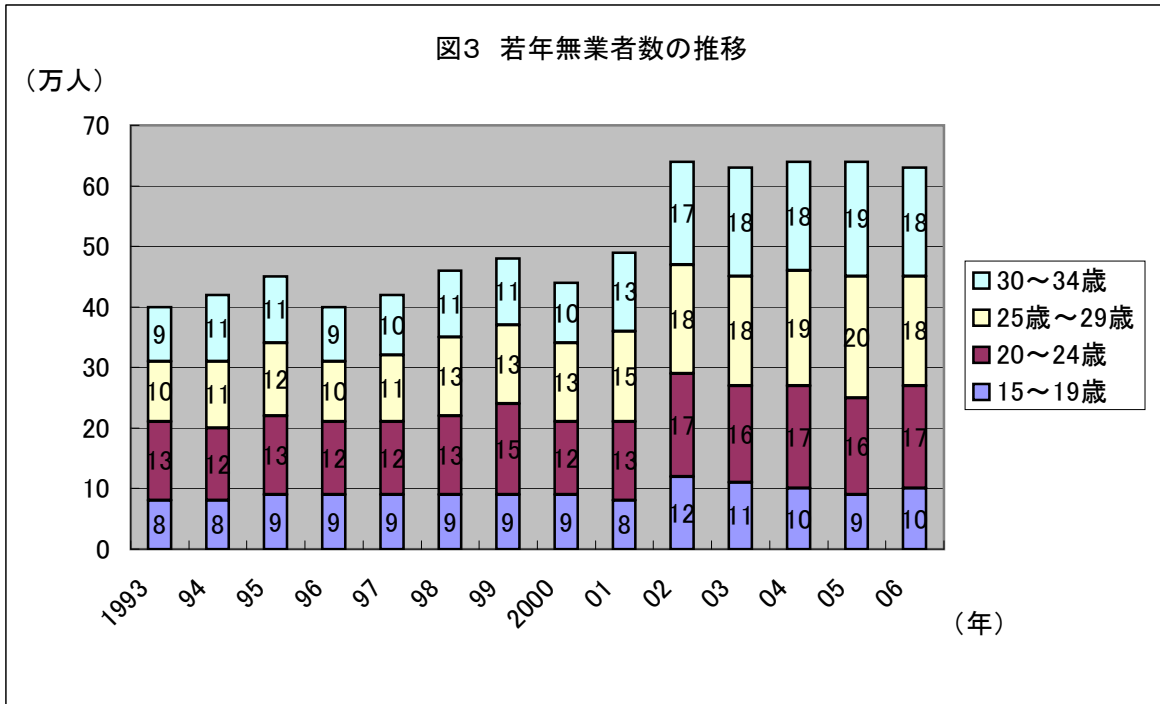
(出所) 内閣府「仕事と生活の調和」実現度指標」より作成。

(注1) 「仕事と生活の調和」実現度指標のうち、個人の実現度指標の「地域・社会活動」の推移を、①ボランティア、交際・つきあいなどの地域・社会活動等に人々が関わる時間や満足度を示す「地域・社会活動等の参加」、②働く人も含めた多様な人々の参加状況を示す「地域・社会活動等へ参加する人の多様性」に分けている。

(注2) 「地域・社会活動等の参加」の構成要素は、①ボランティア活動・社会参加活動の総平均時間、②地域活動等をする時間や機会への満足度、③交際・つきあいの総平均時間(出典：総務省「社会生活基本調査」(①及び③)、内閣府「国民生活選好度調査」(②))である。

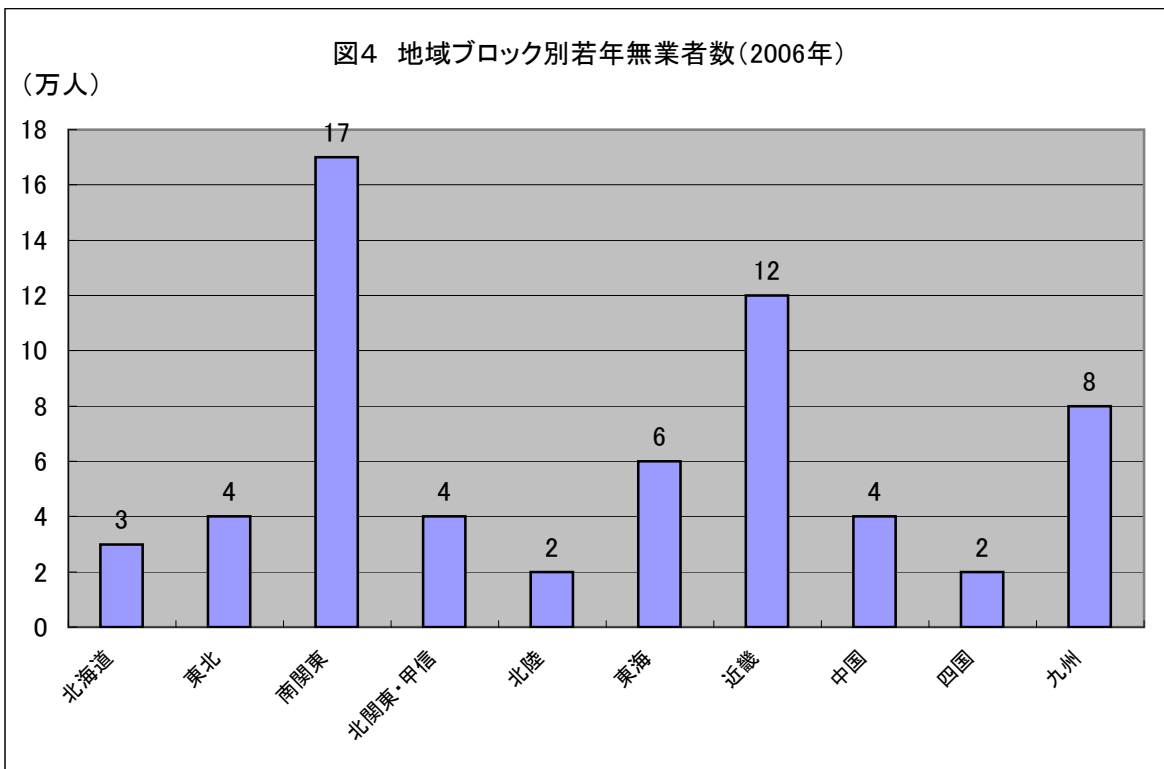
(注3) 「地域・社会活動等へ参加する人の多様性」の構成要素は、①ボランティア活動・社会参加活動の行動者率(有業者・無業者別)、②交際・つきあいの行動者率(有業者・無業者別)(出典：総務省「社会生活基本調査」)である。

(注4) 2002年以降、交際・つきあいなどが希薄になっていることを反映して、「地域・社会活動等へ参加する人の多様性」、「地域・社会活動の参加」の指数がともに低下している。



(出所)総務省「労働力調査」より作成。

(備考)若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。



(出所)総務省統計局「労働力調査」より作成。

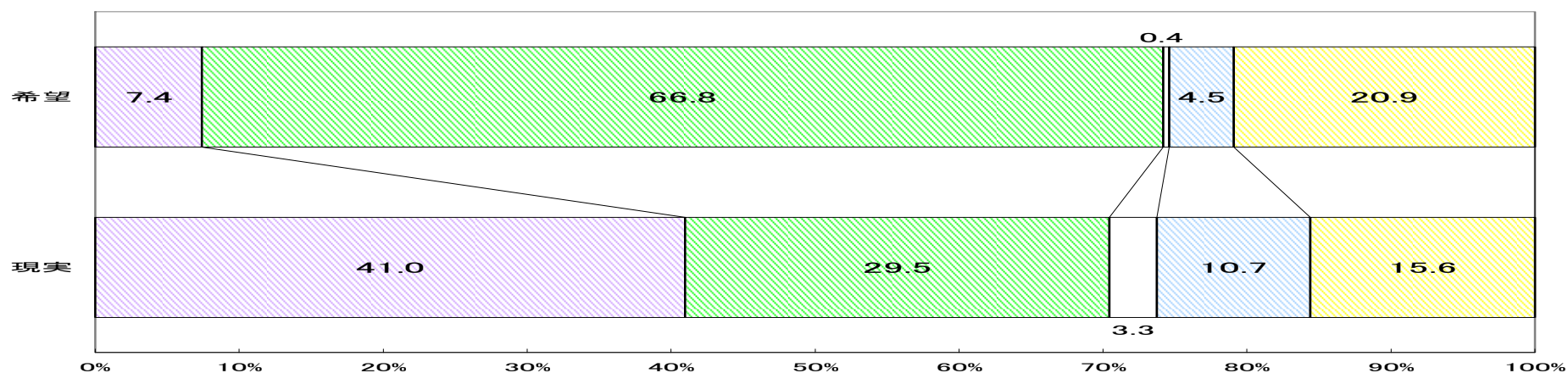
(備考)若年無業者について、年齢を15歳～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。

図5 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方
～希望と現実～（性別・世代別）

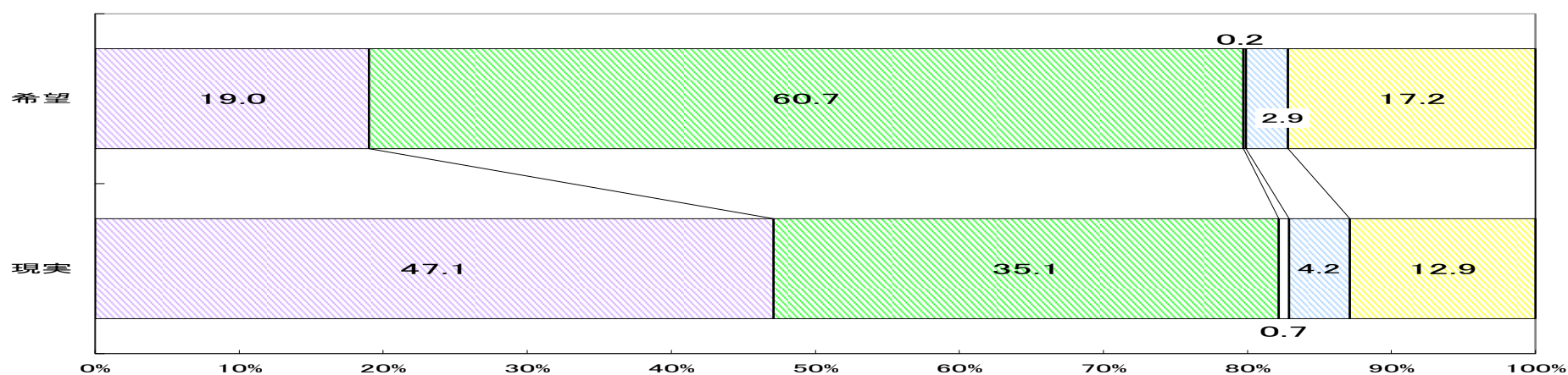
「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成19年8月調査）より作成

調査対象：全国20歳以上の者 5,000人（有効回収数：3,118人，回収率：62.4%）

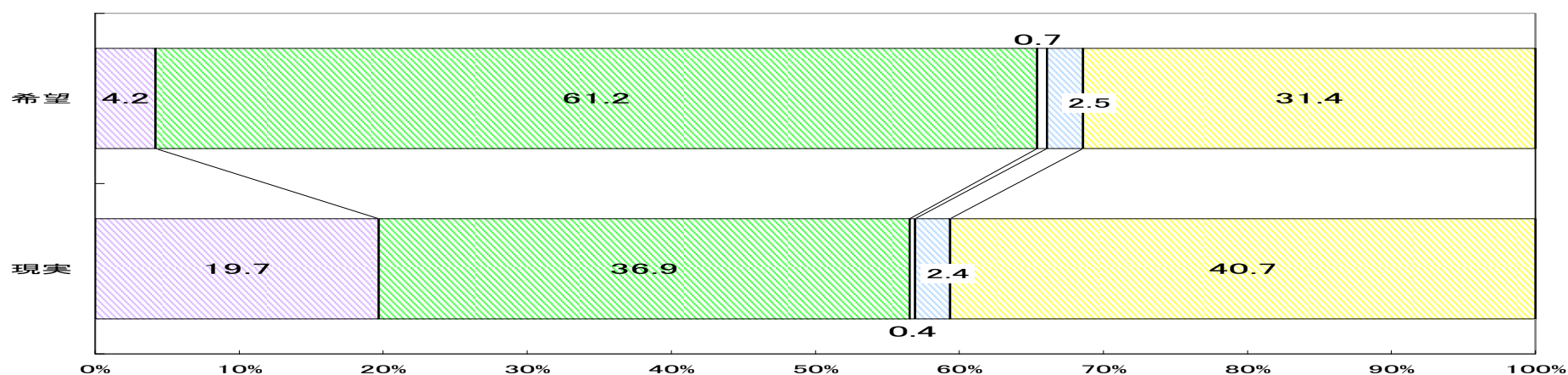
20～29歳（男女）（244人）



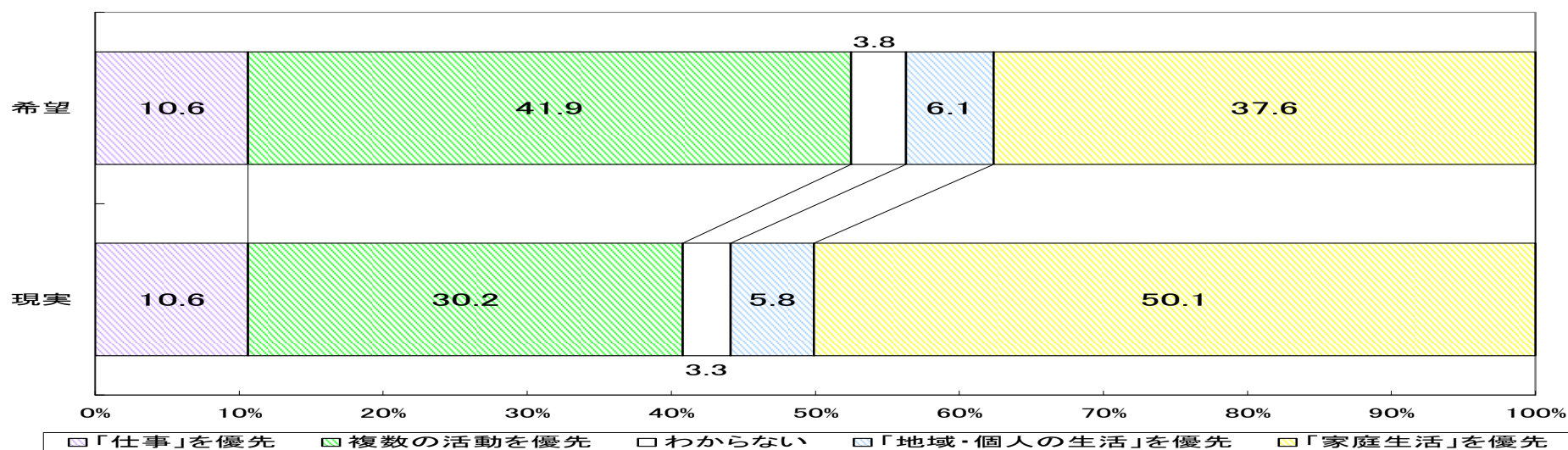
30～69歳（男性）（1025人）



30～59歳（女性）（923人）

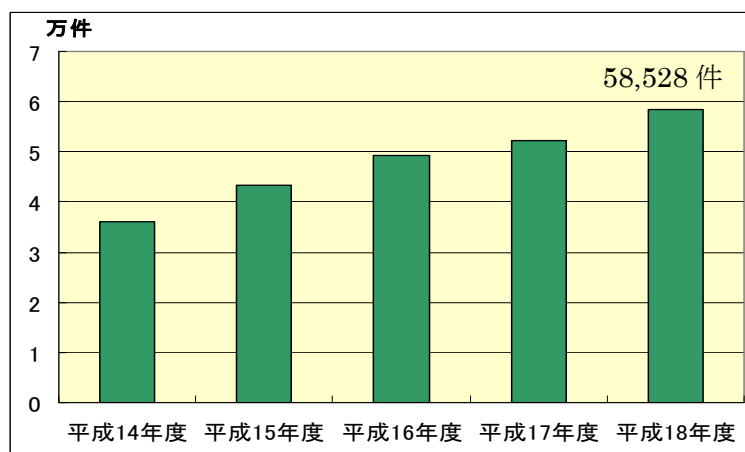


60～69歳（女性）及び70歳以上（男女）（926人）



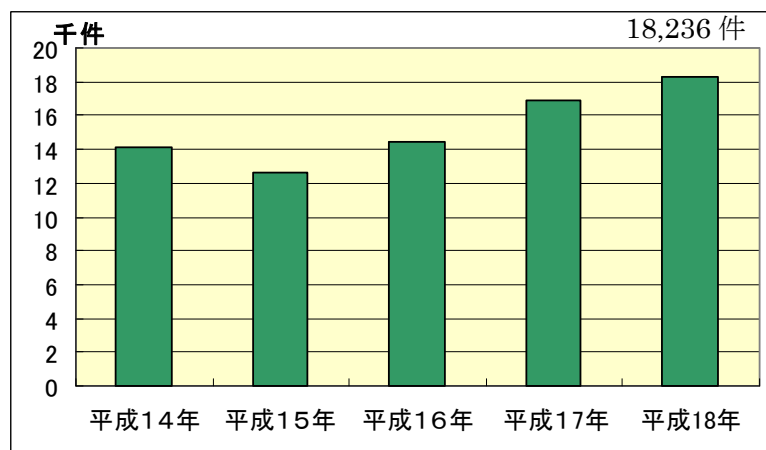
- 男性20歳代から50歳代までと女性の20歳代は、仕事と家庭生活をともに優先したいという希望が強いが、現実には仕事を優先している者が多い。
- 女性30歳代から50歳代までは、仕事と家庭をともに優先したい、或いは仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したいという希望が強いが、現実には家庭生活を優先している者が多い。
- 男性の70歳以上及び女性の60歳以上は、現実及び希望とも家庭生活を優先している者が多い。

図6 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



(資料出所) 内閣府調べ

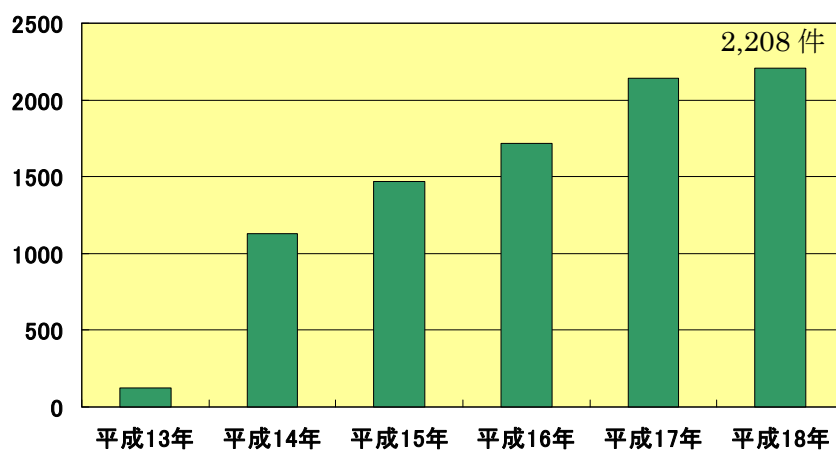
図7 配偶者からの暴力相談等の認知状況



(資料出所) 警察庁調べ

(注) 認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上。

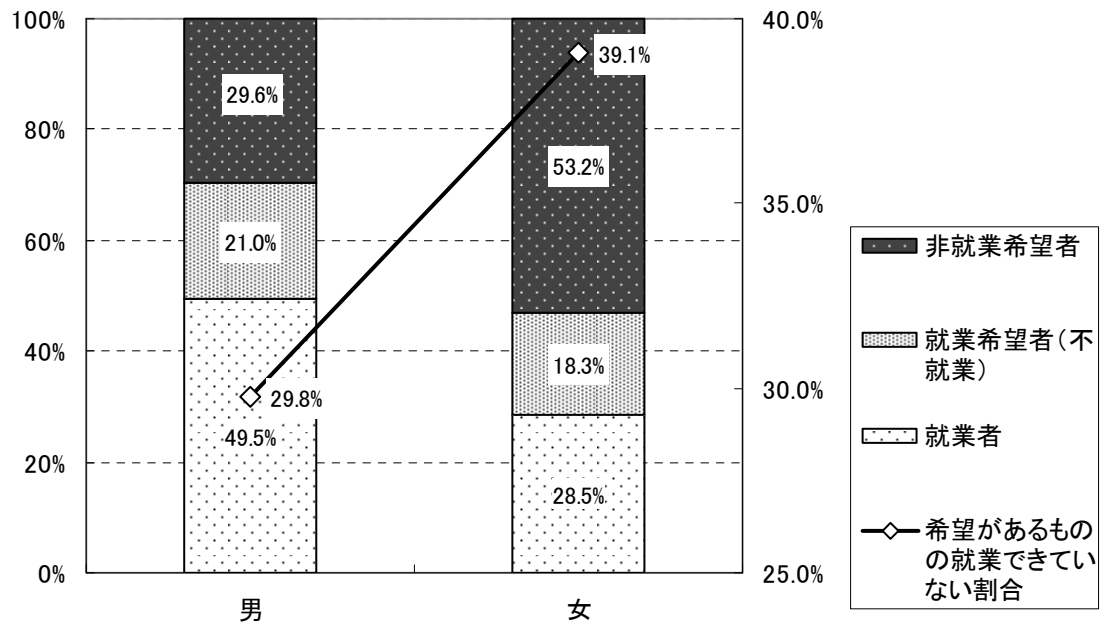
図8 保護命令発令件数の推移



(資料出所) 最高裁判所調べ

(注) 平成13年は10月より。なお、平成18年3月までの数値は各裁判所からの報告に基づくものであり、概数である。

図9 高齢者(65～69歳)の就業状況・就業希望(男女別)



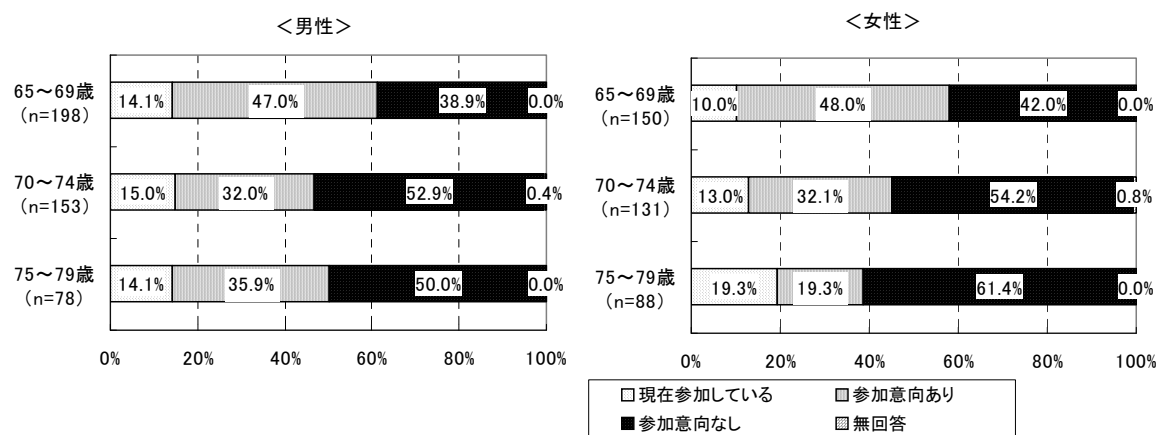
資料:「高齢者就業実態調査」(厚生労働省、平成16年)

注1:就業者は、平成16年9月中旬に収入になる仕事をした者。

注2:就業希望者は、仕事をしたいと思いながら仕事に就けなかった者。非就業希望者は、仕事をしたいと思わなかった者。

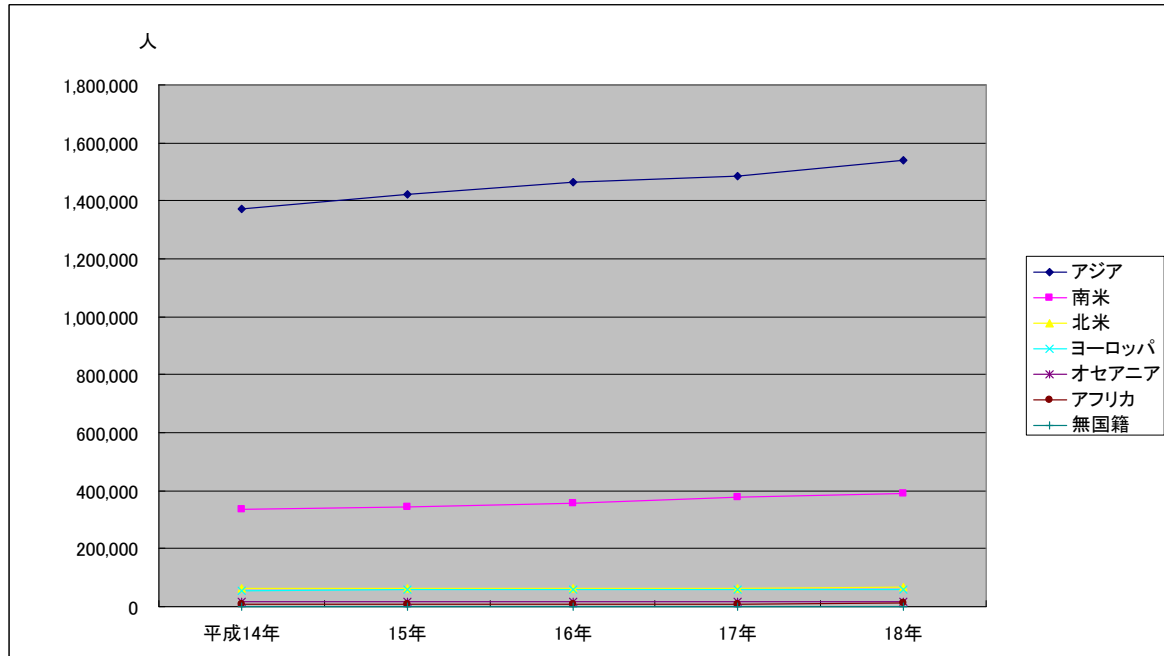
注3:四捨五入により、男は合計が100%にならない。

図10 高齢者のNPOやボランティア、地域の活動などへの参加状況と参加意向



資料:「国民生活選好度調査」(内閣府、平成15年度)

図 11 地域別外国人登録者数の推移



(出所) 法務省「在留外国人統計」より作成。

表2 地方公共団体の男女共同参画担当部局が実施する事業の
性別・年代別の参加率

地方公共団体	事業名	性別の参加率		年代別の参加率						
		男性	女性	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
青森県	第1回オープンカレッジ「ともに輝いて生きる」	6.4%	73.4%	0.0%	3.2%	2.1%	6.4%	22.3%	25.5%	20.2%
	第2回オープンカレッジ「落語と踊りでちょいといっぶく」	13.1%	81.1%	0.0%	0.8%	0.8%	3.3%	18.0%	42.6%	31.1%
	第3回オープンカレッジ「女と男 手と手をつないで」	14.3%	82.1%	0.0%	1.8%	1.8%	8.9%	42.9%	32.1%	12.5%
	第4回オープンカレッジ「子ども時代を幸せにする！～支え愛の子育て・親育ち」	18.8%	78.1%	0.0%	6.3%	34.4%	25.0%	34.4%	0.0%	0.0%
	第5回オープンカレッジ「市民の力を生かして協働へ～学習と実践と協働の課題～」	4.2%	79.2%	0.0%	0.0%	0.0%	20.8%	45.8%	25.0%	4.2%
	第6回オープンカレッジ「みんなで考えよう 男女共同参画社会」	15.4%	79.5%	0.0%	0.0%	10.3%	10.3%	23.1%	30.8%	25.6%
	第7回オープンカレッジ「もっとあずまい働き方」	25.4%	42.3%	0.0%	0.0%	25.4%	26.8%	33.8%	11.3%	1.4%
岐阜県	DV被害者支援基礎講座（連続受講者）	21.4%	78.6%	0.0%	7.1%	7.1%	21.4%	28.6%	35.7%	0.0%
	DV被害者支援基礎講座（公開講座のみの受講者）	6.8%	81.8%	0.0%	4.5%	15.9%	22.7%	36.4%	15.9%	2.3%
広島県	男女共同参画フォーラム	21.5%	78.5%	0.0%	2.8%	11.8%	14.6%	28.5%	29.2%	12.5%
福岡県	男女共同参画フォーラムIN福岡	11.6%	87.5%	3.1%	4.0%	8.9%	13.1%	32.7%	37.9%	
	直轄地区男女共同参画地域フォーラム	23.8%	71.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	17.9%	43.7%	33.8%
	甘木・朝倉地域男女共同参画フォーラム	18.3%	78.9%	0.0%	0.0%	2.8%	11.0%	16.5%	30.3%	38.5%
大分県	IT学習支援	14.8%	85.2%	0.0%	17.9%	18.4%	16.6%	38.1%	9.0%	
鹿児島県	連続講座	15.0%	85.0%	3.3%	10.5%	36.6%	21.8%	16.5%	6.3%	
	単発講座	11.0%	89.0%	0.7%	13.1%	57.2%	16.6%	3.4%	4.8%	
	トークサロン(3回)	29.0%	71.0%	0.0%	3.2%	12.9%	32.3%	16.1%	22.6%	
上里町 (埼玉県)	男女共同参画講演会	4.3%	82.7%	1.4%	0.7%	8.6%	12.2%	23.0%	52.5%	
豊田市 (愛知県)	あなたとわたしのフォーラム2006	28.0%	72.0%	4.0%	0.0%	4.0%	14.0%	27.0%	54.0%	17.0%
	キラッ☆とよたまつり	19.0%	81.0%	17.0%	3.0%	33.0%	15.0%	10.0%	17.0%	5.0%

（出所）内閣府資料より作成。

表3 自治会における男女の割合

調査年	自治会長(都道府県合計)				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成19年	230,968	8,853	222,115	3.8	96.2

内閣府調べ

- (注) 1. 調査時点は各年4月1日現在の自治体が多いが、事情により時点が違うところもある。
 2. 都道府県平均の女性割合及び男性割合は、各都道府県の女性割合又は男性割合を単純平均した数値。

表4 PTAにおける役員の男女の割合

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本PTA全国協議会	23	2	21	8.7	91.3	平成19年7月
都道府県、政令市PTA協議会	61	7	54	11.5	88.5	平成19年7月
全国高等学校PTA連合会	25	5	20	20.0	80.0	平成19年7月
都道府県、政令市高等学校PTA連合会	50	3	47	6.0	94.0	平成19年7月

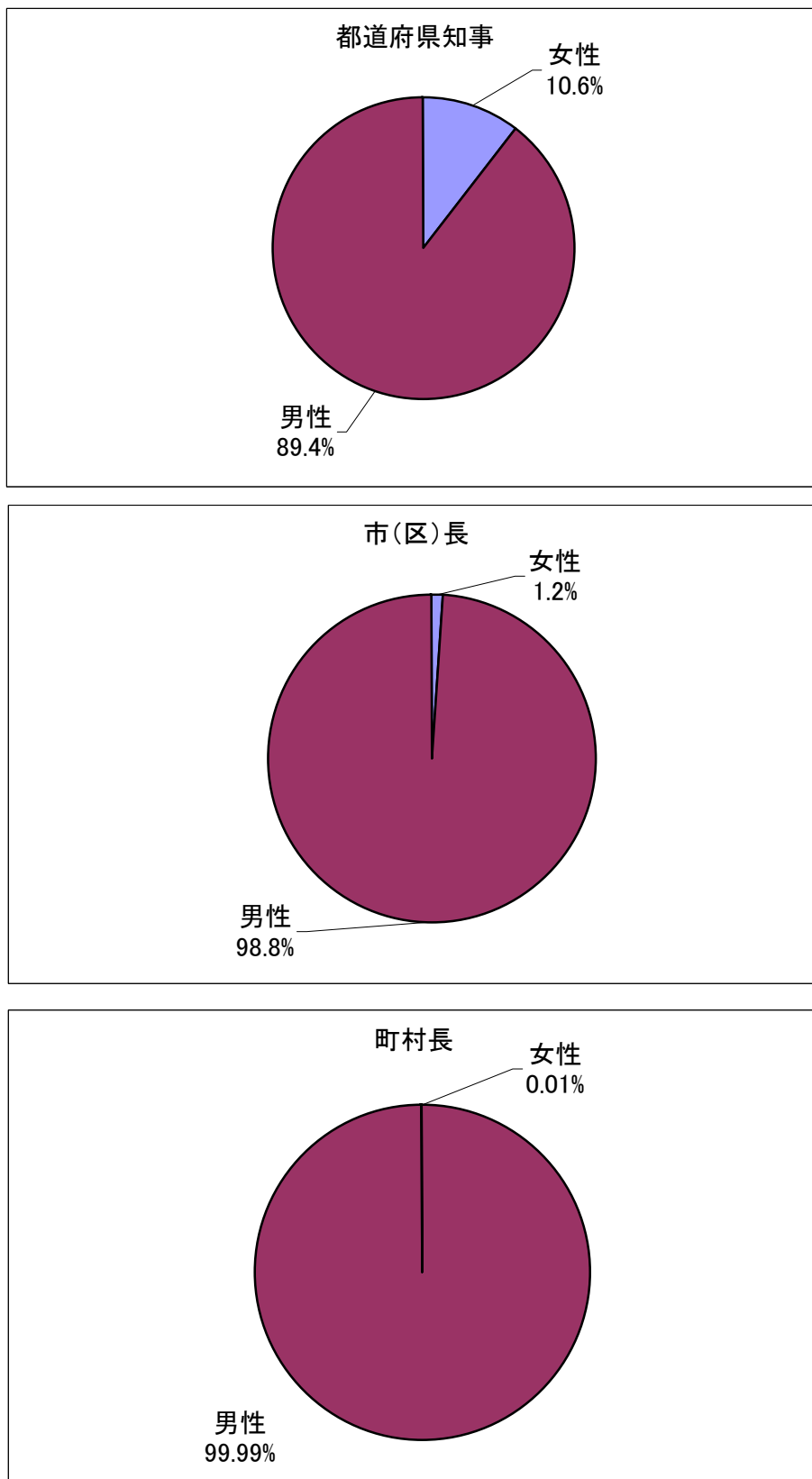
各団体調べ

表5 農協、漁協、森林組合における役員の男女の割合

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
農協役員	22,035	465	21,570	2.1	97.9	平成18年度
漁協役員	12,965	46	12,919	0.4	99.6	
森林組合役員	11,809	30	11,779	0.3	99.7	

- (備考) 1. 農協役員、漁協役員については、農林水産省資料より作成。
 2. 森林組合役員については、「森林組合統計」より作成。
 3. 農協役員については、事業年度末(農協により4月末～3月末)現在。
 4. 漁協役員については、事業年度末(漁協により4月末～3月末)現在。

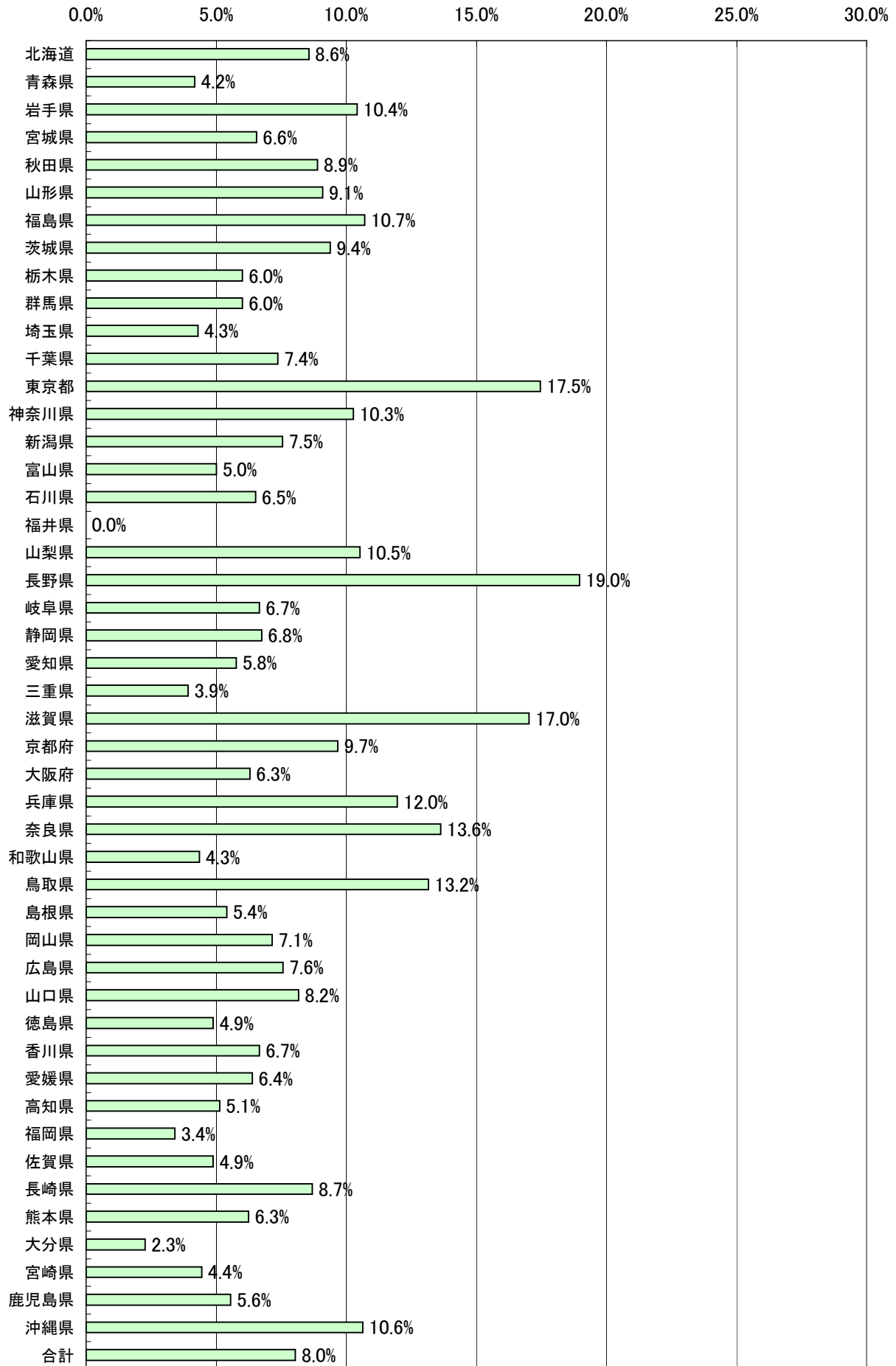
図12 首長等における女性の割合



(資料)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成19年度)より作成。

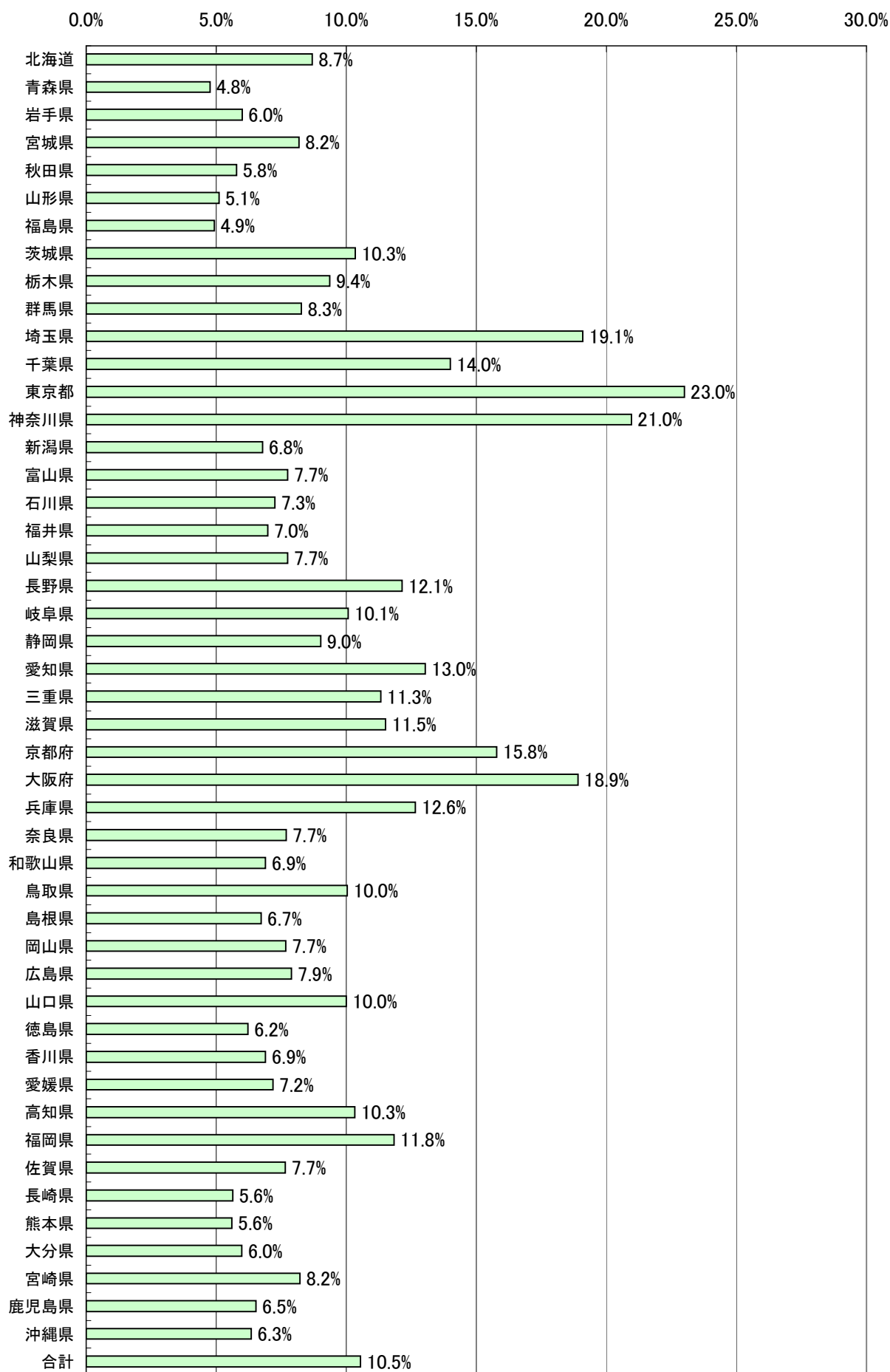
(注)調査時点は、原則として平成19年6月30日現在であるが、自治体の事情により時点がちがうことがある。

図13 都道府県議会議員に占める女性の割合



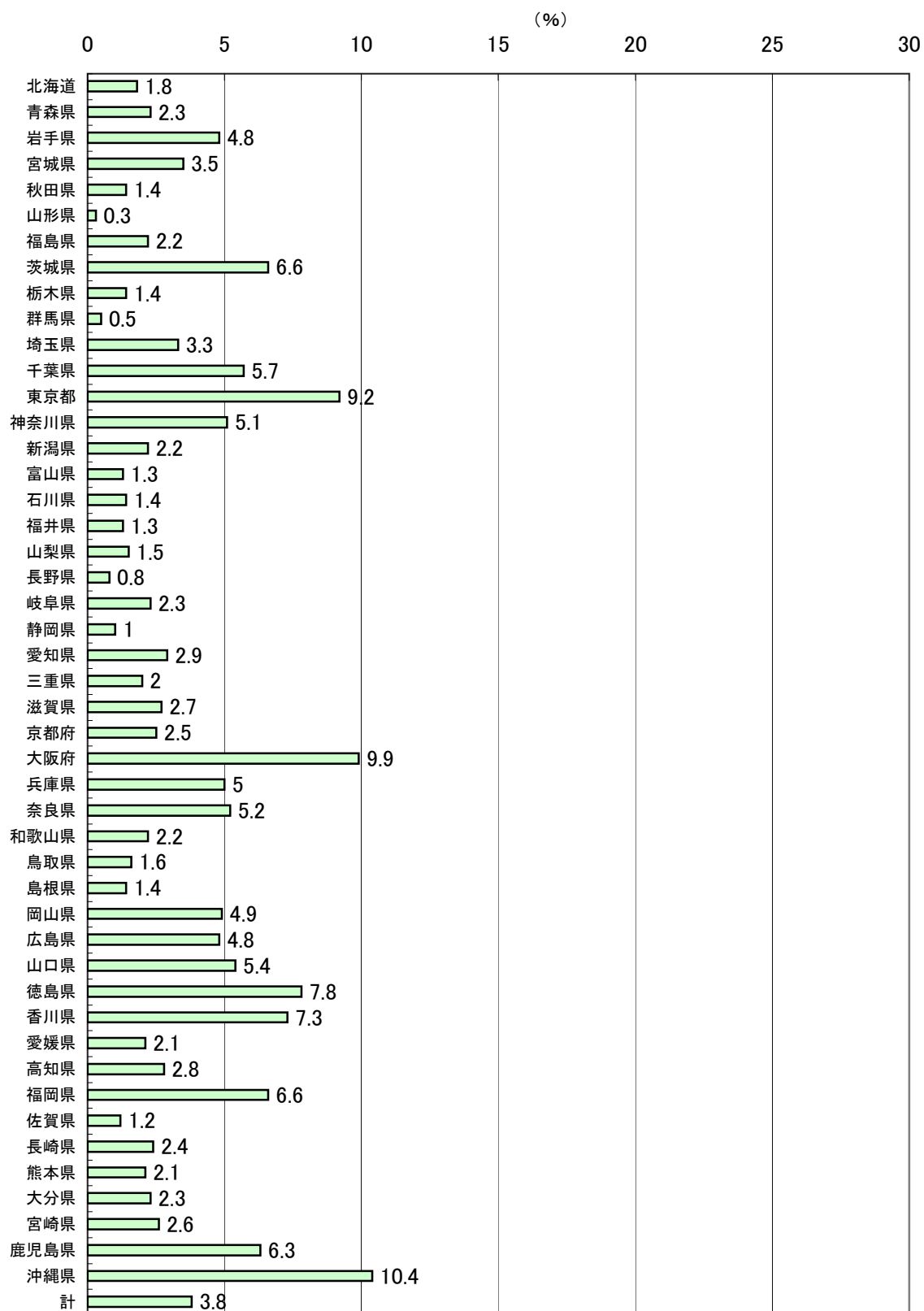
(備考) 1. 総務省資料より作成。
2. 平成19年12月31日現在の数字。

図14 市(区)町村議会議員に占める女性の割合



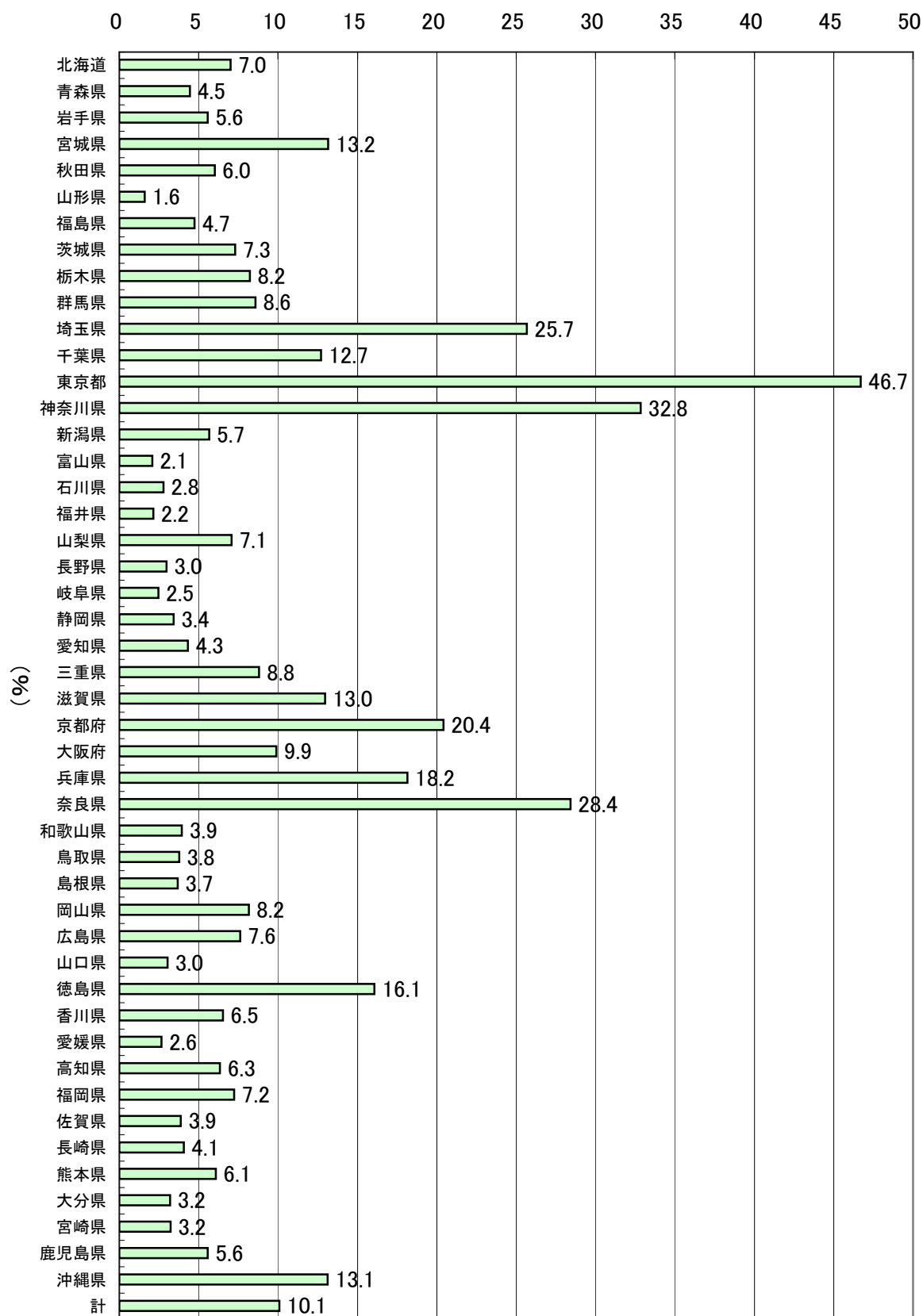
(備考) 1. 総務省資料より作成。
2. 平成19年12月31日現在の数字。

図15 自治会長に占める女性の割合



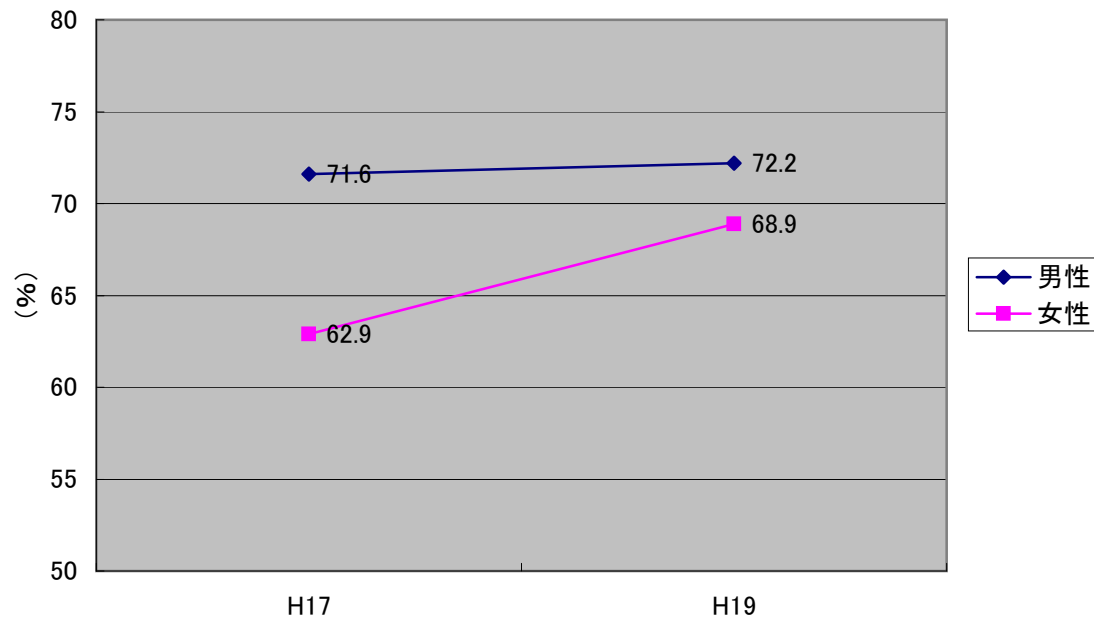
- (備考) 1. 内閣府資料より作成。
 2. 調査時点は、原則として平成19年4月1日現在であるが、自治体の事情により時点が違うことがある。
 3. 回答のあったもののうち、男女別の数を把握しているもののみ掲載。

図16 PTA会長(小中学校単位PTA)に占める女性の割合



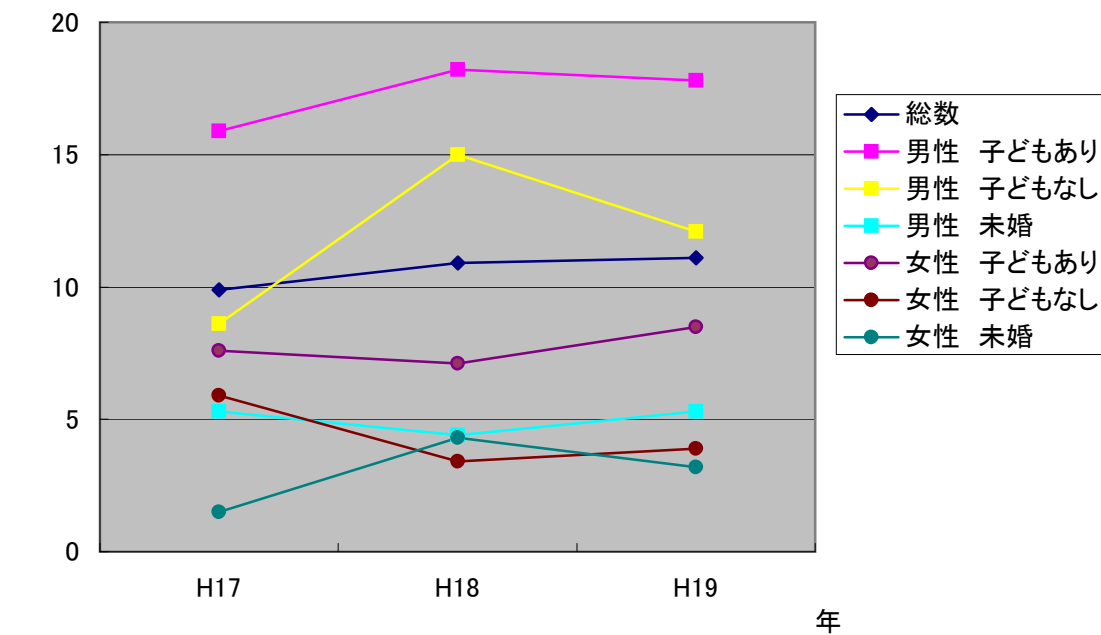
- (備考) 1. 日本PTA全国協議会調べ(対象は北海道・神奈川県以外の協議会加盟PTA)
 2. 北海道、神奈川県(政令市以外)については各地方公共団体調べ。
 3. 北海道(政令市以外)は平成19年3月、神奈川県(政令市以外)は平成19年5月、その他は

図17 地域が元気になるための活動に参加したいと思うか(性別)



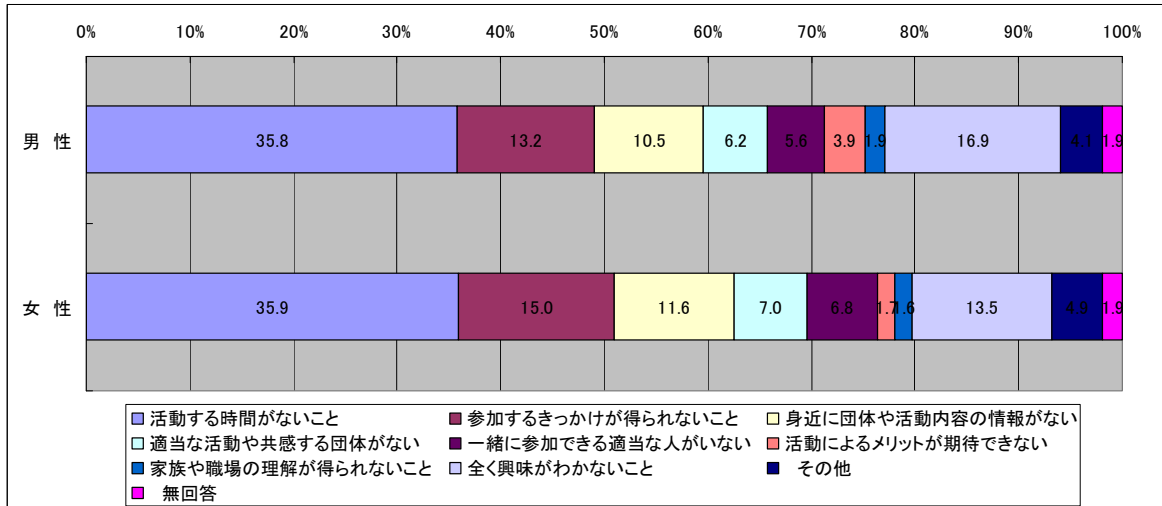
(備考)「地域が元気になるための活動に参加したいと思うか」という設問に「積極的に参加したい」または「機会があれば参加したい」と答えた者の割合
(出所)内閣府「地域再生に関する特別世論調査」(平成17年)及び「地方再生に関する特別世論調査」(平成19年)より作成

図18 仕事と個人生活をバランスよく両立させるために時間を取りたい活動:
自治会などの地域活動(性・子どもの有無別)



(出所)内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成。

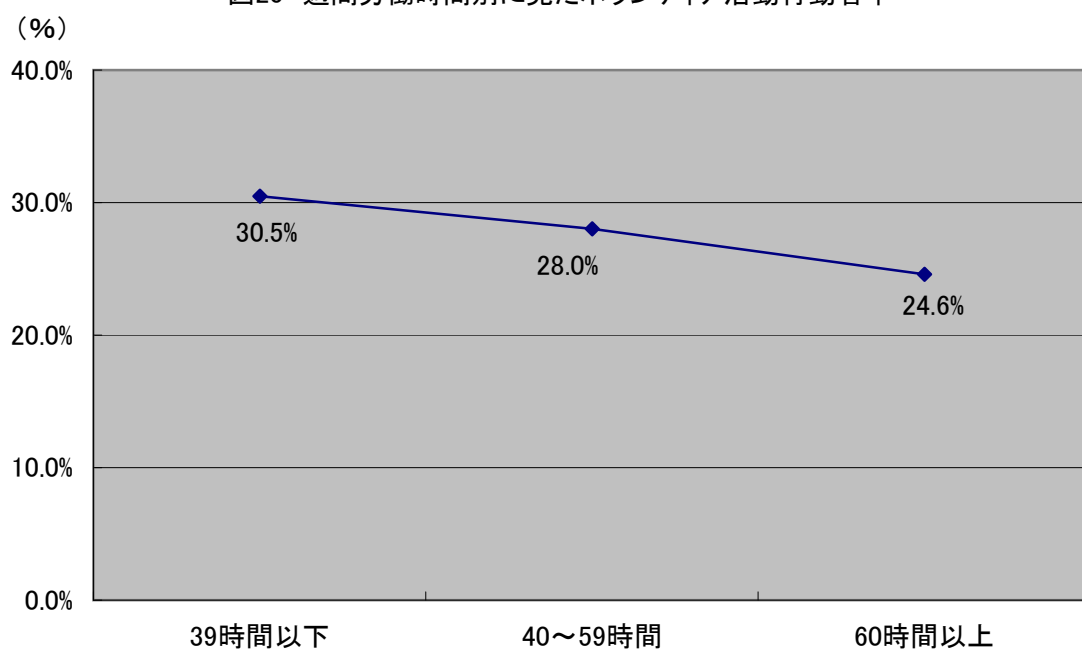
図 19 地域での活動を妨げる要因（性別）



（出所）内閣府「国民生活選好度調査（平成 15 年度）」より作成。

（備考）「NPO やボランティア、地域での活動に参加する際に苦勞すること、または参加できない要因となることはどんなことですか。あなたにとってあてはまるもの 1 つに ○を付けてください。（○は 1 つ）」という設問に対する回答割合。

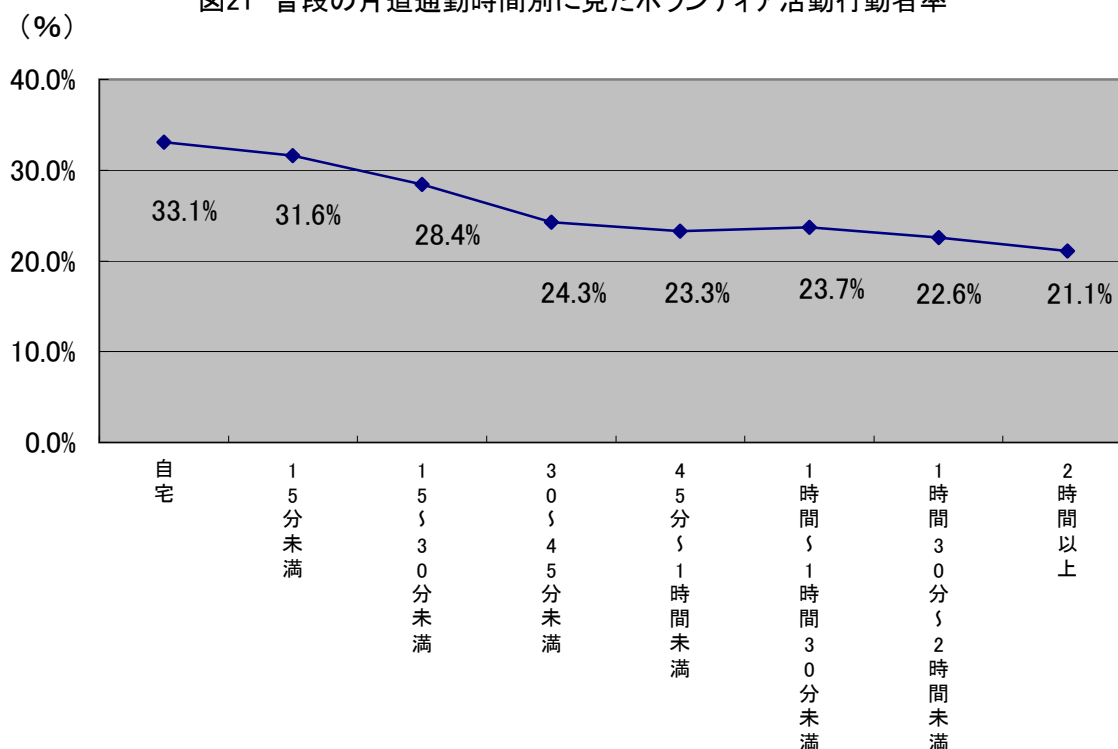
図20 週間労働時間別に見たボランティア活動行動者率



(出所)総務省「社会生活基本調査」(2001年)により特別集計。

(備考)対象は、「雇用されている人」(正規の職員・従業員、パート、アルバイト、労働者派遣事務所の派遣社員、その他)および「会社などの役員」の合計。

図21 普段の片道通勤時間別に見たボランティア活動行動者率



(出所)総務省「社会生活基本調査」(2001年)により特別集計。

(備考)対象は、「雇用されている人」(正規の職員・従業員、パート、アルバイト、労働者派遣事務所の派遣社員、その他)および「会社などの役員」の合計。

図22 都道府県男女共同参画センター等の平均予算額

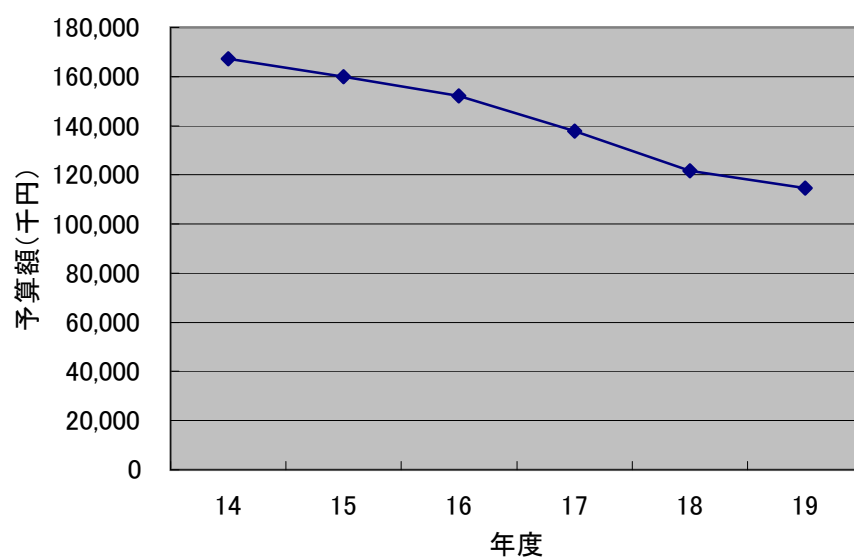


図23 都道府県男女共同参画センター等の平均職員数と常勤職員比率

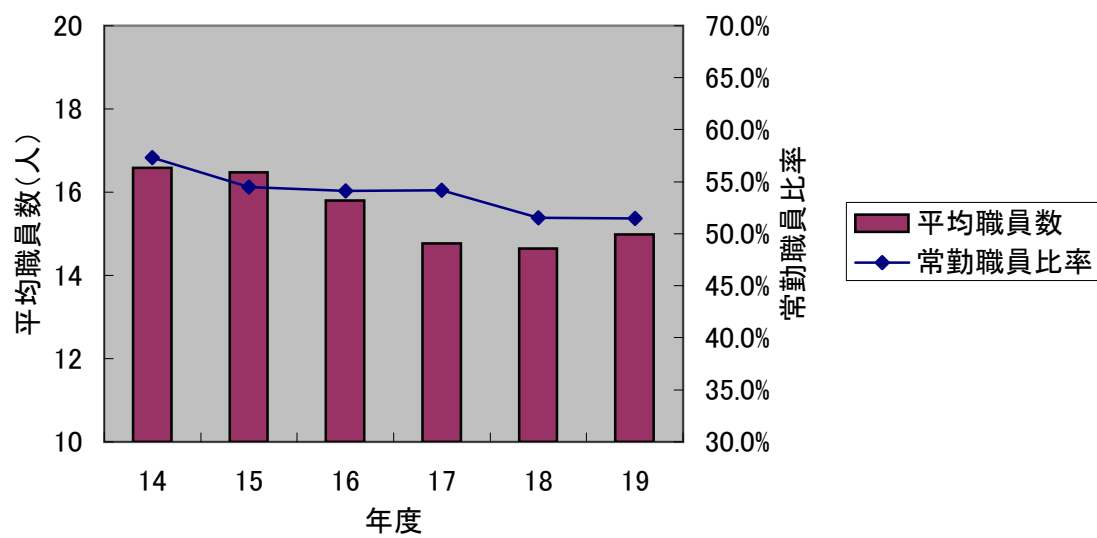
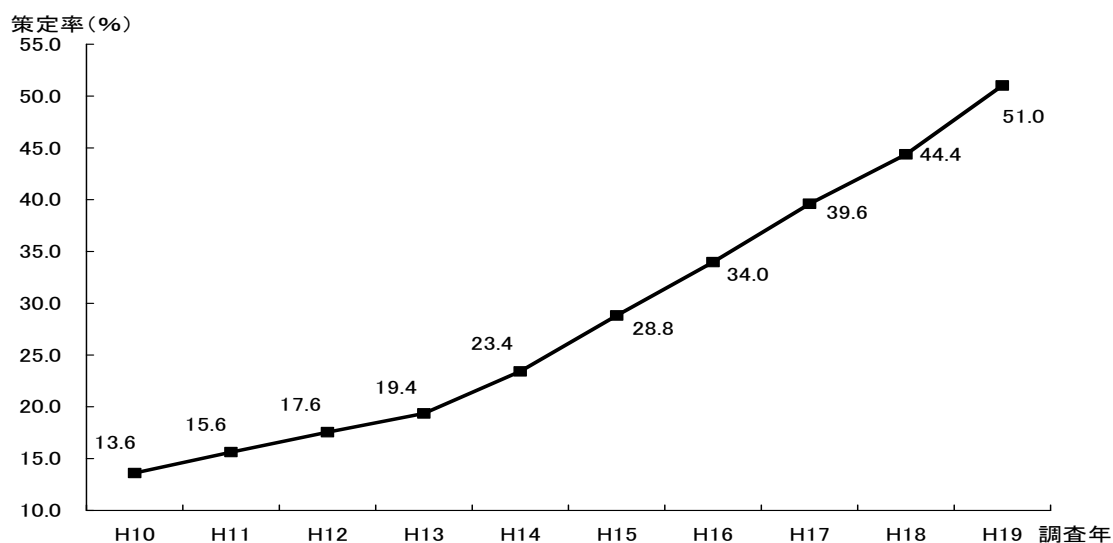
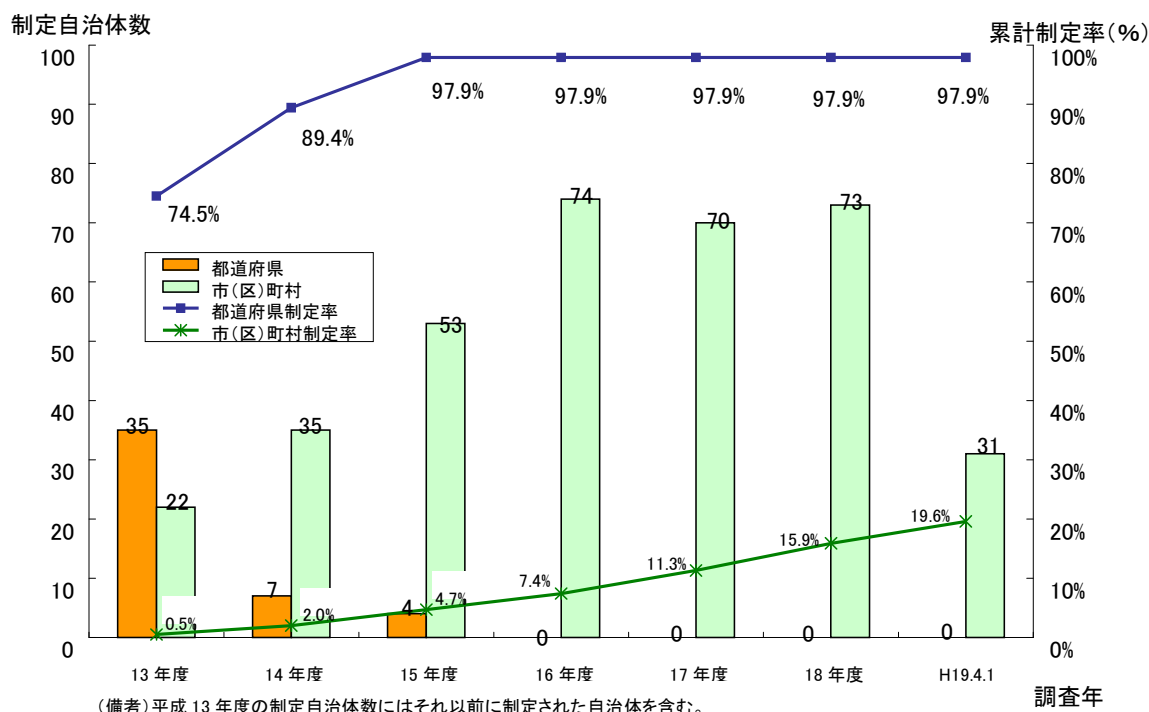


図 24 市（区）町村における男女共同参画計画の策定率の推移



(出所)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

図 25 地方自治体における男女共同参画に関する条例制定状況



(出所)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

表6 都道府県別男女共同参画宣言都市奨励事業実施自治体一覧

平成19年4月1日現在

都道府県	宣言市区町村	年度	都道府県	宣言市区町村	年度
北海道	一	-	岐阜県	大垣市	17
青森県	青森市(旧:青森市)★	8		各務原市	17
	八戸市(旧:八戸市)★	13	静岡県	(旧)大須賀町※	11
岩手県	大船渡市	7	愛知県	一	-
宮城県	柴田町	10	三重県	津市(旧:津市)★	7
	気仙沼市(旧:気仙沼市)★	14		伊勢市(旧:伊勢市)★	13
	(旧)岩出山町※	16		松阪市(旧:松阪市)★	14
秋田県	潟上市	18		伊賀市(旧:上野市)★	15
	<大仙市>	19		名張市	16
山形県	山形市	10		四日市市	18
福島県	(旧)二本松市※	12	滋賀県	大津市	10
茨城県	水戸市	8		栗東市	13
	(旧)波崎町※	9	京都府	一	-
	つくば市	15	大阪府	堺市	6
	結城市	16	兵庫県	宝塚市	6
	潮来市	16	奈良県	<香芝市>	19
栃木県	小山市	13		<生駒市>	19
	<栃木市>	19	和歌山県	一	-
	<日光市>	19	鳥取県	鳥取市(旧:鳥取市)★	16
	(旧)今市市※	14	島根県	出雲市	17
群馬県	館林市	16	岡山県	倉敷市	12
埼玉県	加須市	9		美咲町(旧:柵原町)★	14
	桶川市	10	広島県	呉市	14
	新座市	13	山口県	宇部市(旧:宇部市)★	10
	上里町	14	徳島県	一	-
	入間市	15	香川県	高松市	9
	熊谷市	16		丸亀市(旧:丸亀市)★	11
	北本市	18	愛媛県	新居浜市	12
千葉県	我孫子市	14	高知県	一	-
東京都	立川市	8	福岡県	大野城市	10
	羽村市	9		筑紫野市	14
	杉並区	10		福津市(旧:福岡町)★	15
	日野市	10		行橋市	17
	府中市	11		苅田町	17
	豊島区	14		八女市	18
神奈川県	相模原市	12		那珂川町	18
	綾瀬市	14	佐賀県	伊万里市	12
新潟県	上越市	14	長崎県	長崎市	11
富山県	(旧)富山市※	13		佐世保市	13
	(旧)小杉町※	15	熊本県	(旧)八代市※	7
石川県	小松市	10		(旧)菊池市※	15
	七尾市(旧:七尾市)★	13		荒尾市	16
	加賀市(旧:加賀市)★	15		水俣市	17
福井県	福井市	10		天草市	18
	(旧)春江町※	14		<宇城市>	19
	敦賀市	17		<合志市>	19
	越前市	17	大分県	一	-
	<越前町>	19	宮崎県	延岡市	11
	<勝山市>	19		(旧)都城市※	16
山梨県	南アルプス市(旧:櫛形町)★	18	鹿児島県	鹿児島市	12
	都留市	12		薩摩川内市(旧:川内市)★	14
	(旧)石和町※	15		川辺町	15
長野県	塩尻市	6	沖縄県	那覇市	10
	南箕輪村	14			

(注)「年度」欄は、男女共同参画宣言都市となる自治体と男女共同参画推進本部、内閣府との共催による「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施した年度。<>は平成19年度に奨励事業実施予定の自治体。

★は、市町村合併後も宣言を引き継いだ自治体。

※は、市町村合併後、宣言を引き継いでいない自治体。

表7 男女共同参画・女性のための総合的な施設(都道府県・政令指定都市)

都道府県 政令都市	名 称	愛 称 (通称・俗称)	施設形態		設置年月日	職員数(人)		予算額 (千円)
			単 独	複 合		常 勤	非 常 勤	
北 海 道	北海道立女性プラザ			○	平成3年11月14日	2	5	24,281
青 森 県	青森県男女共同参画センター	アビオあおもり		○	平成13年6月1日	4	11	89,395
岩 手 県	岩手県男女共同参画センター			○	平成18年4月1日	5	6	24,693
宮 城 県	なし							
秋 田 県	秋田県北部男女共同参画センター		○		平成14年7月30日	3	2	11,448
	秋田県中央男女共同参画センター			○	平成13年4月1日	4	10	19,280
	秋田県南部男女共同参画センター		○		平成14年7月30日	2	4	11,709
山 形 県	山形県男女共同参画センター	チェリア		○	平成13年4月1日	6	0	24,615
福 島 県	福島県男女共生センター	女と男の未来館	○		平成13年1月18日	11	12	214,948
茨 城 県	女性プラザ男女共同参画支援室		○		平成17年4月1日	3	0	10,760
栃 木 県	とちぎ男女共同参画センター	パルティ		○	平成8年4月1日	9	19	168,769
群 馬 県	なし							
埼 玉 県	埼玉県男女共同参画推進センター	WithYouさいたま		○	平成14年4月21日	8	16	158,626
千 葉 県	ちば県民共生センター・ちば県民センター東葛飾セン ター			○	平成18年8月1日	11	4	51,253
東 京 都	東京ウィメンズプラザ		○		平成7年11月10日	9	20	914,288
神 奈 川 県	神奈川県立かながわ女性センター		○		昭和57年9月10日	22	18	227,558
新 潟 県	新潟ユニゾンプラザ			○	平成8年8月1日	3	4	45,404
富 山 県	富山県民共生センター	サンフォルテ	○		平成9年4月24日	11	1	158,117
石 川 県	石川県女性センター			○	昭和54年10月23日	3	2	55,630
福 井 県	福井県生活学習館	ユー・アイふくい		○	平成7年7月1日	11	3	91,369
山 梨 県	山梨県立男女共同参画推進センター	びゅあ総合	○		昭和59年1月20日	9	13	89,832
		びゅあ峡南	○		平成8年4月1日			
		びゅあ富士		○	平成2年12月25日			
長 野 県	長野県男女共同参画センター	あいとびあ	○		昭和59年9月1日	6	3	110,659
岐 阜 県	県民ふれあい会館内 男女共同参画プラザ	ぎふ・共生サロン		○	平成14年4月1日			16,500
静 岡 県	静岡県男女共同参画センター	あざれあ	○		平成5年5月1日	18	24	157,963
愛 知 県	愛知県女性総合センター	ウィルあいち	○		平成8年5月30日	13	11	356,868
三 重 県	三重県男女共同参画センター	フレンテみえ		○	平成6年10月7日	9	2	74,659
滋 賀 県	滋賀県立男女共同参画センター	G-NETしが	○		昭和61年11月27日	6	3	81,041
京 都 府	京都府女性総合センター			○	平成8年4月1日	5	3	109,540
大 阪 府	大阪府立女性総合センター	ドーンセンター	○		平成6年11月11日	11	5	459,674
兵 庫 県	兵庫県立男女共同参画センター	イーブン		○	平成4年10月1日	9	5	96,650
奈 良 県	奈良県女性センター		○		昭和61年4月1日	8	16	37,438
和 歌 山 県	和歌山県男女共生社会推進センター	りいぶる		○	平成10年12月2日	11	2	25,394
鳥 取 県	鳥取県男女共同参画センター	よりん彩		○	平成13年4月1日	5	8	53,864
島 根 県	島根県立男女共同参画センター	あすてらす		○	平成11年4月1日	7	6	85,844
岡 山 県	岡山県男女共同参画推進センター	ウィズセンター		○	平成11年4月1日	6	10	100,076
広 島 県	広島県女性総合センター	エソール広島		○	平成1年4月1日	7	1	59,459
山 口 県	なし							
徳 島 県	徳島県立男女共同参画交流センター	フレアとくしま		○	平成18年11月11日	3	5	66,841
香 川 県	かがわ男女共同参画相談プラザ			○	平成18年11月20日		3	5,944
愛 媛 県	愛媛県女性総合センター			○	昭和62年11月1日	5	7	64,469
高 知 県	こうち男女共同参画センター	ソーレ		○	平成11年1月29日	4	6	76,632
福 岡 県	福岡県男女共同参画センター	あすばる		○	平成8年11月22日	12	4	125,179
佐 賀 県	佐賀県立女性センター	アバンセ		○	平成7年3月16日	12	12	197,518
長 崎 県	長崎県男女共同参画推進センター		○		平成17年4月1日		2	14,812
熊 本 県	熊本県男女共同参画センター	くまもと県民交流館パレア		○	平成14年4月1日	4	10	21,646
大 分 県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	アイネス		○	平成15年4月1日	12	11	96,898
宮 崎 県	宮崎県男女共同参画センター			○	平成13年9月4日	5	7	31,630
鹿 児 島 県	鹿児島県男女共同参画センター			○	平成15年4月22日	4	3	14,003
沖 縄 県	沖縄県男女共同参画センター	ていえる		○	平成8年3月31日	22	1	108,836
計			16	32				
札 幌 市	札幌市男女共同参画センター			○	平成15年9月1日	22	11	189,040
仙 台 市	仙台市男女共同参画推進センター	エル・パーク仙台		○	昭和62年3月20日	23	15	614,770
		エル・ソーラ仙台			平成15年5月23日			
さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	パートナーシップさいたま		○	平成16年5月1日	8	11	29,171
千 葉 市	千葉市女性センター			○	平成11年12月1日	15	8	200,371
横 浜 市	男女共同参画センター横浜	フォーラム	○		昭和63年9月10日	52	31	555,833
	男女共同参画センター横浜南	フォーラム南太田	○		平成17年4月1日			
	男女共同参画センター横浜北	アートフォーラムあざみ野		○	平成17年10月29日			
川 崎 市	川崎市男女共同参画センター	すくらむ21	○		平成11年9月1日	3	4	106,031
新 潟 市	新潟市男女共同参画推進センター	アルザにいがた		○	平成3年8月1日	3	2	13,476
静 岡 市	静岡市女性会館	アイセル21		○	平成15年4月1日	6	8	98,693
浜 松 市	浜松市男女共同参画推進センター	あいホール	○		昭和50年4月1日	2	8	65,315
名 古 屋 市	名古屋市男女平等参画推進センター	つながれっとNAGOYA		○	平成15年6月18日	6	5	76,170
京 都 市	京都市男女共同参画センター	ウイングス京都		○	平成6年4月1日	17	1	219,104
大 阪 市	大阪市立男女共同参画センター 中央館	クレオ大阪	○		平成13年11月	62	1	626,224
	北部館			○	平成5年6月			
	西部館		○		平成6年11月			
	南部館			○	平成8年3月			
	東部館			○	平成10年3月			
堺 市	堺市立女性センター		○		昭和55年9月1日	5	0	70,544
	男女共同参画交流の広場			○	平成12年10月11日	0	5	6,605
神 戸 市	神戸市男女共同参画センター	あすてっふKOBE		○	平成4年3月	3	0	58,283
広 島 市	なし							
福 岡 市	福岡市男女共同参画推進センター・アミカス		○		昭和63年11月2日	10	11	195,653
北 九 州 市	北九州市立男女共同参画センター	ムーブ		○	平成7年7月1日	20	1	248,099
計			8	15				
合 計			24	47				

(注1) 該当するもの、または、実施したものに「○」を記入。

(注2) 施設形態: 「単独」は男女共同参画事業だけで建物を専有使用している場合、「複合」は商業施設や他の事業を行なう機関などが当該機関と同じ建物に入居している場合。

管理・運営主体						主 な 事 業							都道府県 政令都市
施設管理			運営方法			広報 啓発	調査 研究	相談 事業	交流 促進	国際 交流	健康 増進	その他	
直営	指定 管理者	その他	直営	指定 管理者	その他								
	○			○		○	○	○	○			女性プラザボランティアの公募・登録(利用者サポート充実)	北海道
	○			○		○		○	○				青森県
	○				○	○		○	○				岩手県
						○							宮城県
○	○			○		○			○			各種講座	秋田県
	○			○		○			○				
	○			○		○	○	○	○			各種研修事業	山形県
	○			○		○	○	○	○	○			福島県
○				○		○	○	○	○		○	女性人材育成事業、団体活性化事業、自主活動支援事業、市町村センター連携事業、チャレンジ支援事業、男女共同参画地域促進事業など	茨城県
	○			○		○	○	○	○		○		栃木県
○				○		○			○			情報ライブラリーの運営、研修・講座の開催	群馬県
○				○		○			○				埼玉県
○				○		○			○			配偶者暴力相談支援センター事業、DV防止等民間活動支援事業、会議室等施設の提供	千葉県
○				○		○	○	○	○				東京都
	○			○		○	○	○	○			人材育成事業のプログラム開発、協働コーディネーター養成事業、地域セミナー、保育ヘルパーグループ研修等	神奈川県
	○			○		○	○	○	○		○	男女共同参画推進カレッジ、就業支援事業等	新潟県
	○			○		○		○	○			男女共同参画推進員研修会等	富山県
○				○		○		○	○		○	チャイルドルーム運営委託事業	石川県
○				○		○			○		○	託児室の運営	福井県
	○			○		○			○				山梨県
		○			○	○			○			男女共同参画推進サポーター協働事業	長野県
	○				○	○	○	○	○				岐阜県
	○				○	○	○	○	○	○	○	情報ライブラリー運営、女性のチャレンジ支援等	静岡県
○	○			○		○	○	○	○		○	自己尊重、自己主張トレーニング、ウェルカムセミナー、フレンテーク	愛知県
		○			○	○	○	○	○			女性のチャレンジ支援事業、託児所の運営	三重県
					○	○	○	○	○			チャレンジ支援	滋賀県
	○				○	○	○	○	○	○	○	情報ステーション事業	京都府
○				○		○	○	○	○		○	女性チャレンジ支援、図書・資料の整備充実と貸出、男女共同参画社会の形成に必要な就業に関する指導及び技術の講習、人材育成	大阪府
○				○		○		○	○		○	情報資料コーナー	兵庫県
○				○		○		○	○				奈良県
○				○		○		○	○			団体・グループの活動助成、印刷作業室の利用等	和歌山県
○	○				○	○	○	○	○			男女共同参画レベルアップ講座他研修事業	鳥取県
○		○			○	○		○	○		○	情報の収集・提供、リーダー養成研修、就業相談、キャリアアップ講座	島根県
			○		○	○		○	○				岡山県
	○			○		○	○	○	○			こども室(託児)の運営(指定管理者による)	広島県
○				○		○		○	○			情報や資料の提供、ライブラリー	山口県
	○				○	○		○	○			配偶者暴力相談支援センター機能	徳島県
	○				○	○	○	○	○		○	女性の自主活動・研究支援事業、ボランティアの養成、託児サービス	香川県
	○				○	○	○	○	○				愛媛県
○				○		○	○	○	○	○	○	配偶者暴力相談支援センター業務、佐賀県DV総合対策センター業務	高知県
○				○		○		○	○			男女とともにチャレンジ・モデル実践事業	福岡県
○				○		○		○	○			情報ライブラリーの運営による情報提供、地域リーダーの育成、講座等の開催や事例集の作成等のチャレンジ支援	佐賀県
○				○		○		○	○			再就職・起業支援モデル事業、在宅就業支援モデル事業	長崎県
○	○			○		○		○	○			ホームページ等による各種情報提供、図書・ビデオの貸し出し	熊本県
○				○		○		○	○			配偶者暴力相談支援センター業務	大分県
	○				○	○		○	○		○	女性学講座、アサーティブネス講座、男のライフセミナー	宮崎県
19	24	3	23	13	11	45	19	44	44	5	10		鹿児島県
	○			○		○	○	○	○	○	○	ボランティア養成、男女共同参画企画事業・支援事業	沖縄県
	○			○	○	○	○	○	○		○	就業・起業支援事業、託児事業、図書資料収集・提供	札幌市
○				○		○	○	○	○			図書、行政資料、ビデオ等の収集・情報提供	仙台市
	○			○		○	○	○	○		○	ハーモニーシアターの開催(映画の上映)	さいたま市
	○			○		○		○	○		○	就業支援事業、自己確立事業	千葉市
	○			○		○	○	○	○			一時保育事業	横浜市
○				○		○		○	○				川崎市
	○			○		○		○	○		○	キャリアデザイン室開設、図書・情報・資料等の収集及び提供、子ども室開放	新潟市
	○			○		○		○	○				静岡市
		○			○	○	○	○	○		○	市民活動支援事業	浜松市
	○			○		○	○	○	○		○	女性の就業支援等のための各種講座	名古屋
						○	○	○	○		○	情報提供、女性のチャレンジ支援	京都市
○					○	○		○	○				大阪市
○					○	○		○	○			情報(資料・図書・ビデオ等)・活動の場の提供	堺市
○				○		○		○	○		○	男女共同参画セミナー(一時保育付き)・情報ライブラリーの運営等	神戸市
○				○		○	○	○	○		○	情報の提供	広島市
	○				○	○	○	○	○		○	ムーブフェスタ、就業支援講座、生活技術講座	福岡市
6	10	1	4	10	4	16	10	17	17	4	11		北九州市
25	34	4	27	23	15	61	29	61	61	9	21		計
													合計

表8 男女共同参画・女性のための総合的な施設(市(区)町村)

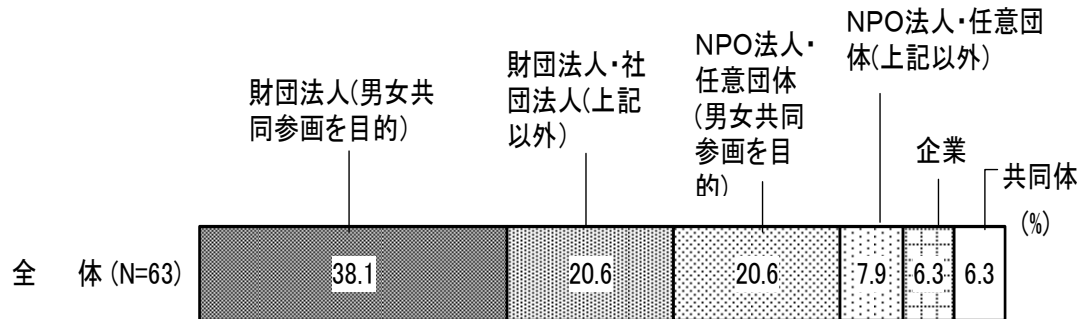
(平成19年4月1日現在)

都道府県	総市(区)町村数	総合的な施設の整備		
		整備市(区)町村数	整備率(%)	施設を整備している市(区)町村
北海道	180	12	6.7	札幌市 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 網走市 苫小牧市 三笠市 恵庭市 せたな町 赤井川村 新ひだか町
青森県	40	2	5.0	青森市 弘前市
岩手県	35	1	2.9	盛岡市
宮城県	36	1	2.8	仙台市
秋田県	25	11	44.0	能代市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 湯上市 大仙市 北秋田市 仙北市 上小阿仁村 大潟村
山形県	35	4	11.4	山形市 酒田市 尾花沢市 河北町
福島県	60	3	5.0	福島市 郡山市 いわき市
茨城県	44	6	13.6	水戸市 日立市 土浦市 ひたちなか市 結城市 坂東市
栃木県	31	2	6.5	宇都宮市 足利市
群馬県	38	1	2.6	高崎市
埼玉県	70	20	28.6	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 加須市 春日部市 羽生市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 新座市 坂戸市 鶴ヶ島市 吉川市 上里町
千葉県	56	10	17.9	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 佐倉市 習志野市 市原市 八千代市 鎌ヶ谷市 浦安市
東京都	62	40	64.5	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 小笠原村
神奈川県	33	7	21.2	横浜市 川崎市 横須賀市 茅ヶ崎市 相模原市 厚木市 南足柄市
新潟県	35	4	11.4	新潟市 長岡市 三条市 上越市
富山県	15	2	13.3	富山市 高岡市
石川県	19	2	10.5	金沢市 七尾市
福井県	17	3	17.6	福井市 敦賀市 越前市
山梨県	28	3	10.7	甲府市 南アルプス市 中央市
長野県	81	7	8.6	長野市 松本市 上田市 茅野市 長和町 池田町 坂城町
岐阜県	42	5	11.9	岐阜市 大垣市 高山市 多治見市 可児市
静岡県	42	6	14.3	静岡市 浜松市 富士宮市 富士市 藤枝市 富士川町
愛知県	63	8	12.7	名古屋市 豊橋市 春日井市 豊田市 小牧市 大府市 知多市 高浜市
三重県	29	2	6.9	四日市市 鈴鹿市
滋賀県	26	3	11.5	大津市 彦根市 米原市
京都府	26	9	34.6	京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 城陽市 長岡京市 京田辺市 南丹市
大阪府	43	29	67.4	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 島本町 忠岡町 河南町 四条畷市
兵庫県	41	19	46.3	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 養父市
奈良県	39	3	7.7	奈良市 天理市 生駒市
和歌山県	30	2	6.7	和歌山市 田辺市
鳥取県	19	3	15.8	鳥取市 米子市 境港市
島根県	21	2	9.5	松江市 出雲市
岡山県	27	8	29.6	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 新見市 備前市 真庭市
広島県	23	3	13.0	福山市 三次市 東広島市
山口県	22	1	4.5	宇部市
徳島県	24	4	16.7	徳島市 阿南市 美波町 藍住町
香川県	17	1	5.9	高松市
愛媛県	20	2	10.0	松山市 新居浜市
高知県	35	3	8.6	高知市 土佐市 越知町
福岡県	66	11	16.7	福岡市 北九州市 大牟田市 久留米市 飯塚市 田川市 行橋市 筑紫野市 大野城市 宗像市 志摩町
佐賀県	23	0	0.0	
長崎県	23	4	17.4	長崎市 佐世保市 諫早市 大村市
熊本県	48	2	4.2	熊本市 上天草市
大分県	18	0	0.0	
宮崎県	30	3	10.0	都城市 延岡市 日向市
鹿児島県	49	1	2.0	鹿児島市
沖縄県	41	2	4.9	那覇市 宜野湾市
計	1,827	277	15.2	

(出所)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成19年度)より作成。

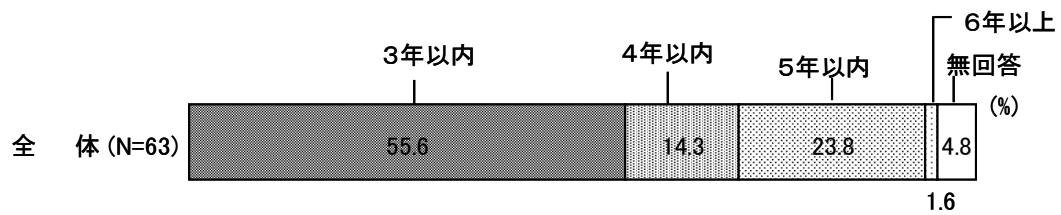
(注)市(区)町村には政令指定都市を含む。

図 26 指定管理者となっている団体の種類



(出所)独立行政法人国立女性教育会館「指定管理者制度導入施設の現況と課題」より作成。

図 27 指定期間



(出所)独立行政法人国立女性教育会館「指定管理者制度導入施設の現況と課題」より作成。